

付 属 資 料

資料 1 環境基準等一覧

資料 2 水環境保全計画の総括について

資料 3 「光化学オキシダント環境改善評価指標値」の算出方法について

資料 4 取組一覧

資料 5 市民・事業者からの意見聴取

資料 6 用語集

資料1. 環境基準等一覧(大気質、水質、土壌汚染、騒音、振動に関する基準)

【大気】

＜市環境目標値及び市対策目標値並びに環境基準＞

		川崎市		国	
		環境目標値	対策目標値	環境基準	評価方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値	0.04ppm以下	0.04ppm以下	0.04ppm以下	短期評価：1時間値の1日平均値と1時間値が共に基準値以下
	1時間値	0.10ppm以下	0.10ppm以下	0.1ppm以下	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値	0.075mg/m ³ 以下	0.10 mg/m ³ 以下	0.10 mg/m ³ 以下	長期評価：1日平均値の年間2%除外値が基準値以下、かつ、基準値を超える1日平均値が2日以上連続しない。
	1時間値	—	0.20 mg/m ³ 以下	0.20 mg/m ³ 以下	
	年平均値	0.0125 mg/m ³ 以下	—	—	
微小粒子状物質	1日平均値	—	—	35µg/m ³ 以下	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m ³ 以下であること。1日平均値については、長期評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価する。
	1年平均値	—	—	15µg/m ³ 以下	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値	0.02ppm以下	0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	日平均値の年間98%値がゾーン内又はそれ以下
光化学オキシダント	1時間値	—	—	0.06ppm以下	1時間値が0.06ppm以下
一酸化炭素	1時間値の1日平均値	—	—	10ppm以下	短期評価：1時間値の1日平均値と1時間値の8時間平均値が共に基準値以下 長期評価：1日平均値の年間2%除外値が基準値以下、かつ、基準値を超える1日平均値が2日以上連続しない。
	1時間値の8時間平均値	—	—	20ppm以下	

備考：年間2%除外値：年間の1日平均値の高い方から2%除外した1日平均値
 年間98%値：年間の1日平均値の低い方から98%に相当する1日平均値
 微小粒子状物質については、2009年9月に国が新たな環境基準を設定
 年間の測定時間が6,000時間以上（微小粒子状物質については、年間の測定日数が250日以上）の測定局を有効測定局とし、環境基準の評価は有効測定局に対して行う。

令和2年4月現在

【参考資料】 測定局における測定項目一覧

地図番号 (P.8)	測定局	大気測定項目										気象測定項目						
		一酸化窒素	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化硫黄	一酸化炭素	非メタン炭化水素	メタン	微小粒子状物質	酸性雨	風向	風速	気温	湿度	日射量	雨量	放射収支量
		NO	NO ₂	SPM	Ox	SO ₂	CO	NMHC	CH ₄	PM2.5	Acid Rain	WD	WS	TEMP	HUM	SUN	RAIN	RB
一般局	1 大師	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
	2 田島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	3 川崎	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	4 幸	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5 中原	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
	6 高津	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
	7 宮前	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○			
	8 多摩	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○			
	9 麻生	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○			
自排局	⑩ 池上	○	○	○			○			○		○	○					
	⑪ 日進町	○	○	○			○			○								
	⑫ 市役所前	○	○	○			○			○								
	⑬ 遠藤町	○	○	○			○											
	⑭ 中原平和公園	○	○	○						○								
	⑮ 二子	○	○	○						○								
	⑯ 宮前平駅前	○	○	○						○								
	⑰ 本村橋	○	○	○						○								
	⑱ 柿生	○	○	○						○								

＜有害大気汚染物質の環境基準＞

物質	環境基準	物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ (3 μg/m ³) 以下であること	テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ (200 μg/m ³) 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ (130 μg/m ³) 以下であること	シクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ (150 μg/m ³) 以下であること

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針（中央公害対策審議会答申）

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppm に対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

【水質】

ア 健康項目（環境基準）

項目	河川		項目	海或	
	基準値 (mg/L)	基準値 (mg/L)		基準値 (mg/L)	基準値 (mg/L)
カドミウム	0.003 以下	0.003 以下	1,1,1-トリクロロエチレン	1 以下	1 以下
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエチレン	0.006 以下	0.006 以下
鉛	0.01 以下	0.01 以下	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下	0.05 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
砒素	0.01 以下	0.01 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.002 以下
総水銀	0.0005 以下	0.0005 以下	チウラム	0.006 以下	0.006 以下
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	シマジン	0.003 以下	0.003 以下
PCB	検出されないこと	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下	0.02 以下
シクロロメタン	0.02 以下	0.02 以下	ベンゼン	0.01 以下	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	0.002 以下	セレン	0.01 以下	0.01 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.004 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.0 以下	1.0 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	ふっ素	0.8 以下	—
1,1,2-トリクロロエチレン	0.04 以下	0.04 以下	ほう素	1 以下	—
			1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.05 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値。

イ 生活環境項目等

① 河川（湖沼を除く）（環境基準）

項目	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
B類型	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25 mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C類型	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50 mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D類型	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100 mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E類型	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

- 備考 1 基準値は日間平均値。BODについては、年間の日間平均値の全データのうち75%以上のデータが基準値を満足しているもの。
 2 B類型：多摩川中・下流（拝島橋より下流、多摩川支川（二ヶ領本川、平瀬川） C類型：多摩川支川（三河川）
 D類型：鶴見川上流（鳥川合流点より上流） E類型：鶴見川下流（鳥川合流点より下流）
 3 雨水幹線及び二ヶ領用水円筒分水下流の水或は、環境基準の類型が指定されていないため、雨水幹線は合流先の多摩川中・下流（拝島橋より下流）、二ヶ領用水円筒分水下流は上流の多摩川支川（二ヶ領本川）の類型を当てはめて評価。

（水生生物保全水質環境基準）

項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの産卵生物が生息する水或	0.03mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下

- 備考 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 生物B：多摩川中・下流（拝島橋より下流）、多摩川支川（二ヶ領本川、平瀬川、三河川、鶴見川）

〔きれいな水〕の指標魚種

項目	種名
非常にきれい	アブラハヤ、ホトケドジョウ、シマドジョウ属、(ヒリンゴ)
きれい	アユ、メダカ、ドジョウ、カマツカ、(マハゼ)
ややきれい	ギンブナ、オイカワ、モツゴ、(ボラ)

- 備考 1 ()内の魚種は、汽水域、感潮域の魚種を示す。
 2 「非常にきれい」又は「きれい」の魚種の生息が確認された地点を「きれいな水」の指標魚種の生息地点とする。
 3 水環境の目標に係る成果指標

② 海域 (環境基準)

項目	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	n-17抽出物質 (油分等)
B類型	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	検出されないこと
C類型	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—

- 備考 1 基準値は日間平均値とする。CODについては、年間の日間平均値の全データのうち75%以上のデータが基準値を満足しているもの。
 2 B類型：運河等を除く川崎港 C類型：運河等

(窒素及び磷に係る環境基準)

項目	利用目的の適応性	基準値 (年間平均値)	
		全窒素	全磷
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1.0 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

- 備考 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(水生生物保全水質環境基準)

項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

ウ 地下水質 (環境基準)

項目	環境基準 (mg/L)	項目	環境基準 (mg/L)
カドミウム	0.003 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
鉛	0.01 以下	トリクロロエチレン	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
砒素	0.01 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
総水銀	0.0005 以下	チウラム	0.006 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	ベンゼン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	セレン	0.01 以下
クロロエチレン	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	ふっ素	0.8 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ほう素	1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1,4-ジオキサン	0.05 以下

【土壌汚染】（環境基準）

項目	環境上の条件
カドミウム※	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロイタリ	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロイチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロイチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロイタリ	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロイタリ	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロイチレン※	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロイチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

備考 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

※ 2021年3月までカドミウムの基準値は検液1Lにつき0.01mg以下、トリクロロエチレンの基準値は検液1Lにつき0.03mg以下である。

ダイオキシン類（環境基準）

媒体	基準値
大気	年間平均値が0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	年間平均値が1 pg-TEQ/L以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下

備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

2 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

【騒音】

① 道路に面する地域以外の地域（一般地域）（環境基準）

（単位：デシベル）

地域類型	該当地域	基準値 (L _{Aeq,T})	
		昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
A	第一種・第二種低層住居専用地域 第一種・第二種中高層住居専用地域	55以下	45以下
B	第一種・第二種住居地域 準住居地域、その他の地域	55以下	45以下
C	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	60以下	50以下

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

② 道路に面する地域（環境基準）

（単位：デシベル）

地域の区分	基準値 (L _{Aeq,T})	
	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特別として、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

（単位：デシベル）

基準値 (L _{Aeq,T})	
昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
70以下	65以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

備考 1 「幹線交通を担う道路」とは、次掲げる道路をいうものとする。

- ・道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）
- ・前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 m
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 m

③ 自動車騒音に係る要請限度（要請限度）

（単位：デシベル）

区域の区分	基準値 (L _{Aeq,T})	
	昼間	夜間
	午前6時～午後10時	午後10時～翌日の午前6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

備考 a区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、

第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、その他の地域

c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界から20mの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず特別として次のとおりとする。

（単位：デシベル）

基準値 (L _{Aeq,T})	
昼間	夜間
75	70

④ 鉄道：新幹線沿線（環境基準）

（単位：デシベル）

地域の区分	基準値
・主として住居の用に供される地域	70以下
・商工業の用に供される地域 ・通常の生活を保全する必要がある地域	75以下

⑤ 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針（指針）

新線	等価騒音レベル（ $L_{Aeq,T}$ ）として、昼間（7～22時）については60デシベル(A)以下、夜間（22時～翌日7時）については55デシベル(A)以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減を努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

【振 動】

① 道路交通振動に係る要請限度（要請限度）

（単位：デシベル）

区域の区分		時間の区分	
		8時から19時	19時から翌日の8時
該当地域		昼間	夜間
		第1種区域	第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域			
第一種中高層住居専用地域			
第二種中高層住居専用地域			
第一種住居地域、第二種住居地域			
準住居地域、無指定			
第2種区域	近隣商業地域	70	65
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

② 「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（指針）

新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70デシベルを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策を講ずること。（ここでいう補正加速度レベルは、振動加速度レベルと同一のものである。）

資料2. 水環境保全計画の総括について

川崎市水環境保全計画は、良好な水環境の実現に向けて、平成 24 (2012) 年 10 月に策定し、令和 2 (2020) 年度までの計画期間として、取組を推進してきました。

【良好な水環境像】

水環境保全計画では、めざすべき水環境像として良好な水環境像「人と水とのつながりが回復され、市民がやすらぎ、安心できる水環境」を定めています。

【計画における基本的な考え方と目標】

良好な水環境の実現に向けた計画の基本的な考え方を次のように定め、水環境の 4 つの構成要素ごとに目標及び指標を定めています。

- 水環境を水量、水質、水生生物、水辺地の 4 つの構成要素として総合的に捉えた施策の推進を図る
- 健全な水循環を確保するために雨水浸透機能の回復を図る

表1 計画における構成要素ごとの目標

構成要素	目標	指標
水量	水質浄化、豊かな水辺地及び水生生物の生息生育環境の保全等のための水量を確保し、健全な水循環が回復されること	指標 1 : 市内河川の平常時河川流量
		指標 2 : 地下水揚水による地盤沈下量
水質	公共用水域や地下水への汚染物質の流出を抑制し、人と水生生物にとって望ましい水質が確保されること	指標 1 : 生活環境の保全に関する環境目標 (河川 BOD 及び COD)
		指標 2 : 健康項目及び生活環境の保全項目での環境基準 (河川、地下水、海域)
水生生物	水生生物の生息生育環境が保全され、多様な水生生物との共生がなされること	指 標 : 河川における対象水域ごとの生息生物
水辺地	人と水とのふれあいの場となり、身近な水生生物の生息生育環境となる水辺地が保全されること	指 標 : 水に親しめる環境づくりのための環境目標

当該計画では、4 つの構成要素ごとに目標に係る評価指標を設定していますが、**いずれの指標も計画期間において、概ね達成するなど成果が得られています。**構成要素ごとの指標の評価結果についての詳細は、以下のとおりとなっています。

【構成要素ごとの指標の評価】

1 水量の評価

(1) 河川流量

表 2 水量の指標1

指標	指標がめざす方向
市内河川の平常時河川流量	現状の流量を維持すること

○ニヶ領用水など多摩川からの取水量により河川流量が変動する地点を除くと、評価期間中である平成 24（2012）年度以降の平常時の河川流量は、地点により増減のバラつきがみられましたが、平成 22 年（2010）年当時の流量を概ね維持しています。

表 3 「河川流量」推移

(単位：m³/s)

水系	番号	河川名	地点名	H22 流量平均	各年度別流量平均値								
					H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
多摩川水系	①	五反田川	追分橋	0.26	0.26	0.25	0.22	0.20	0.20	0.16	0.17	0.19	0.18
	②	ニヶ領本川	堰前橋	0.68	0.54	0.52	0.69	0.87	0.75	0.74	0.72	0.66	0.81
	③	ニヶ領用水円筒分水下流	今井仲橋	0.46	0.29	0.24	0.19	0.22	0.24	0.26	0.23	0.21	0.24
	④	ニヶ領用水宿河原線	出合い橋	0.29	0.29	0.22	0.26	0.30	0.20	0.24	0.27	0.22	0.28
	⑤	平瀬川	平瀬橋(人道橋)	0.61	0.50	0.52	0.55	0.66	0.74	0.61	0.54	0.53	0.61
	⑥	三沢川	一の橋	0.80	0.84	0.82	1.01	0.78	1.05	0.87	1.18	1.03	1.25
	⑦	麻生川	耕地橋	0.74	0.85	0.86	0.83	0.83	0.75	0.72	0.70	0.81	0.87
鶴見川水系	⑧	片平川	片平橋下	0.05	0.06	0.05	0.04	0.03	0.04	0.04	0.05	0.05	0.07
	⑨	真福寺川	水車橋前	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.05
	⑩	矢上川	矢上川橋	2.38	3.65	3.32	3.00	2.12	3.65	3.90	4.44	3.63	3.95
	⑪	有馬川	五月橋	0.15	0.09	0.13	0.12	0.10	0.09	0.08	0.09	0.10	0.10
	⑫	渋川	渋川橋	0.34	0.23	0.16	0.16	0.13	0.15	0.16	0.15	0.16	0.19

(2) 地盤沈下量

表 4 水量の指標2

指標	指標がめざす方向
地下水揚水による地盤沈下量	年間 20mm 未満に抑えること

○地盤沈下の測定を行っている市内の水準点は、例年 320 点程度で観測しており、評価期間中である平成 24（2012）年度以降に年間 20mm 以上沈下した地点は、平成 30（2018）年度に 1 地点ありましたが、下記の主な水準点の地点を含めて、その他の地点は年間 20mm 未満に抑えられています。

表 5 主な水準点における年間の地盤変動量の推移(H24 年度～R1 年度) (単位:mm)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
① 川崎区大師河原	1.8	-1.7	-2.6	1.8	-0.8	-0.5	-3.9	5.5	-3.3
② 川崎区宮本町	0.4	-10.2	2.1	3.5	1.8	-1.7	-2.8	-3.2	-3.0
③ 川崎区鋼管通	-0.2	-3.2	-5.7	7.0	-1.1	-6.1	-4.3	3.5	1.8
④ 幸区下平間	4.7	-2.7	-4.3	8.9	0.9	-3.6	-0.3	2.8	-2.7
⑤ 中原区小杉御殿町	5.6	-1.2	-1.2	1.9	0.6	-1.3	-1.5	4.2	-1.7
⑥ 高津区二子	7.5	-2.2	1.6	3.8	0.9	2.0	-1.8	4.6	-5.0
⑦ 宮前区土橋	5.5	-5.7	1.4	4.5	-1.6	-0.8	-0.5	3.5	-2.5
⑧ 多摩区登戸新町	7.7	-4.9	2.5	4.1	-2.6	-2.1	-1.0	7.3	-4.7
⑨ 麻生区高石	8.2	-5.7	3.1	4.4	-2.4	-0.8	-2.8	8.7	-4.9

2 水質の評価

(1) 生活環境の保全に関する環境目標

表6 水質の指標1

対象水域	対象項目	環境目標値	
		BOD	COD
AA目標 (五反田川・ニヶ領用水・ニヶ領本川・平瀬川)		3mg/L 以下	5mg/L 以下
A目標 (三沢川)		5mg/L 以下	5mg/L 以下
B目標 (麻生川・片平川・真福寺川)		8mg/L 以下	8mg/L 以下
C目標 (矢上川・有馬川・渋川)		5mg/L 以下	10mg/L 以下

※C目標(矢上川、有馬川、渋川)のBODについては、平成28年度に環境基準がC類型(5mg/L以下)に指定されたため、環境目標値も10mg/Lから5mg/Lへ改定しました。

- 河川のBODは、全地点(12地点)で環境目標を達成しました。
- 河川のCODは、平成24(2012)～28(2016)年度は全地点(12地点)で環境目標を達成しました。平成29(2017)年度以降は、平成29(2017)、30(2018)年度は10地点、令和元(2019)年度は9地点、令和2(2020)年度は11地点で環境目標を達成しました。

表7 河川BODの達成状況

水系	番号	河川名	地点名	環境目標		各年度別BOD75%値(mg/L)及び環境目標達成状況									
				区分	(mg/L)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
多摩川水系	①	五反田川	追分橋	AA目標	3	1.2	1.7	1.3	1.6	1.4	1.7	1.1	1.4	1.2	
	②	ニヶ領本川	堰前橋	AA目標	3	1.8	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.1	1.6	1.4	
	③	ニヶ領用水田筒分水下流	今井仲橋	AA目標	3	1.8	1.8	1.7	2.1	1.7	2.4	2.3	2.4	1.9	
	④	ニヶ領用水宿河原線	出合い橋	AA目標	3	1.4	1.5	1.5	1.5	1.4	1.7	1.1	1.5	1.2	
	⑤	平瀬川	平瀬橋(人道橋)	AA目標	3	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	1.1	1.6	1.5	
鶴見川水系	⑥	三沢川	一の橋	A目標	5	1.7	1.7	2.1	1.7	1.2	1.2	1.1	1.3	1.3	
	⑦	麻生川	耕地橋	B目標	8	4.4	2.9	3.1	3.1	2.9	4.7	2.9	4.0	5.0	
	⑧	片平川	片平橋下	B目標	8	1.2	1.3	1.2	0.9	0.8	1.1	1.0	1.5	0.9	
	⑨	真福寺川	水車橋前	B目標	8	1.8	1.3	1.3	1.1	1.6	1.2	0.9	1.4	1.4	
	⑩	矢上川	矢上川橋	C目標	5	2.4	2.7	2.2	2.0	3.7	1.6	1.8	2.1	1.7	
	⑪	有馬川	五月橋	C目標	5	2.6	2.9	2.5	1.7	1.4	2.0	1.4	1.8	1.6	
	⑫	渋川	渋川橋	C目標	5	1.3	1.4	1.2	1.4	1.1	1.4	1.3	1.4	1.1	

表8 河川CODの達成状況

水系	番号	河川名	地点名	環境目標		各年度別COD75%値(mg/L)及び環境目標達成状況									
				区分	(mg/L)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
多摩川水系	①	五反田川	追分橋	AA目標	5	2.1	3.3	2.2	2.6	2.5	3.0	3.0	3.3	3.0	
	②	ニヶ領本川	堰前橋	AA目標	5	3.1	3.4	4.3	3.6	4.1	4.7	4.5	4.5	4.5	
	③	ニヶ領用水田筒分水下流	今井仲橋	AA目標	5	3.6	3.9	4.1	4.3	4.9	5.1	5.6	6.1	4.8	
	④	ニヶ領用水宿河原線	出合い橋	AA目標	5	3.9	4.3	4.4	4.8	5.0	5.4	4.5	5.2	4.5	
	⑤	平瀬川	平瀬橋(人道橋)	AA目標	5	3.0	3.2	3.9	3.6	4.1	4.3	4.0	4.6	4.2	
鶴見川水系	⑥	三沢川	一の橋	A目標	5	3.2	3.8	4.2	3.8	3.8	3.4	3.6	4.1	4.1	
	⑦	麻生川	耕地橋	B目標	8	6.6	6.8	7.3	7.5	7.5	7.8	8.1	8.4	8.2	
	⑧	片平川	片平橋下	B目標	8	2.5	2.8	2.7	3.0	2.6	3.2	3.0	3.7	3.0	
	⑨	真福寺川	水車橋前	B目標	8	3.9	4.2	3.8	3.7	4.2	4.2	4.5	5.0	4.8	
	⑩	矢上川	矢上川橋	C目標	10	5.8	6.8	6.6	6.6	6.9	7.0	6.7	6.5	6.5	
	⑪	有馬川	五月橋	C目標	10	3.7	4.7	3.4	3.4	3.0	4.0	3.7	4.6	3.9	
	⑫	渋川	渋川橋	C目標	10	3.3	3.5	4.4	3.7	4.2	4.7	5.2	5.3	4.7	

凡例：グレーの網掛けが目標非達成 網掛けなしは目標達成

(2) 健康項目及び生活環境の保全項目での環境基準

表 9 水質の指標2

対象水域	多摩川水系3河川（三沢川、二ヶ領本川、平瀬川）、地下水、海域
対象項目	環境基準項目（健康項目及び生活環境の保全項目）

ア 河川

- 健康項目は、全地点で環境基準を達成しました。
- 生活環境の保全項目のうち BOD は多摩川支川の3河川で環境基準を達成しました。
- 水生生物保全項目であるノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）は、多摩川水系の3河川で環境基準を達成しました。

イ 地下水

- 地下水の環境基準（28項目）は、定点調査地点（18地点）において、全調査地点で環境基準を達成しました。
- 過去の調査で汚染が確認された地点については、継続的に調査を行っています。（令和2（2020）年度は28地点で継続監視調査を実施しました。）

ウ 海域

- 健康項目は、全地点で環境基準を達成しました。
- CODは、3水域が設定されており、運河部（水域名：東京湾（6）〔類型C〕）では環境基準を達成しています。環境基準値が厳しい沖合部（水域名：東京湾（9）、東京湾（12）〔類型B〕）では環境基準を達成しておらず、市内の沖合部の3地点で平成28（2016）年度以降環境基準値を上回っています。
- 全窒素、全りんは、市内の測定地点ごとの結果では環境基準値を上回る地点がありますが、水域ごとの環境基準は達成しています。

3 水生生物の評価

河川ごとに次のとおり定めています。

表10 水生生物の指標

対象水域	指標
AA目標 (五反田川・二ヶ領用水・二ヶ領本川・平瀬川)	多様な生物が生息できる水環境
A目標 (三沢川)	
B目標 (麻生川・片平川・真福寺川)	ドジョウ、フナ、コイ、フナ等の魚類が生息できる水環境
C目標 (矢上川・有馬川・渋川)	コイ、フナが生息でき不快感のない水環境

- AA 目標、A 目標の地点では、直近の調査で確認された在来魚の種数は、全6地点で3種以上であり、6地点中4地点で5種以上確認されました。B 目標の地点では、全3地点で指標の魚種が確認されました。C 目標の地点では、3地点中2地点で指標の魚種が確認されました。
- AA 目標～B 目標は概ね増加傾向、C 目標は減少傾向がみられました。また、矢上川のように、C 目標であっても多くの魚類の生息が確認された地点がみられました。

表 11 市内河川の魚類の出現種類数

水系	河川名	地点名	目標 (指標)	目標	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
多摩川水系	五反田川	大道橋	多様な生物が生息できる	AA	2種			3種			4種		
	二ヶ領本川	ひみず橋	多様な生物が生息できる	AA	0種			5種			5種		
	二ヶ領用水円筒分水下流	今井上橋	多様な生物が生息できる	AA	2種			4種			3種		
	二ヶ領用水宿河原線	東名高速下	多様な生物が生息できる	AA	6種			6種			5種		
	平瀬川	正安橋	多様な生物が生息できる	AA		7種			5種			5種	
	三沢川	下の橋	多様な生物が生息できる	A		9種			10種			10種	
鶴見川水系	麻生川	耕地橋	ドジョウ、フナ、コイ、フナ等の魚類が生息できる	B			1種 (1種)※1			3種 (2種)※1			2種 (1種)※1
	片平川	片平橋下	ドジョウ、フナ、コイ、フナ等の魚類が生息できる	B			2種 (1種)※1			2種 (1種)※1			3種 (2種)※1
	真福寺川	水車橋前	ドジョウ、フナ、コイ、フナ等の魚類が生息できる	B			1種 (1種)※1			2種 (1種)※1			2種 (1種)※1
	矢上川	日吉橋	コイ、フナが生息でき不快感がない	C		9種 (2種)※2			7種 (1種)※2			5種 (1種)※2	
	有馬川	住吉橋	コイ、フナが生息でき不快感がない	C			1種 (0種)※2			0種			1種 (0種)※2
	渋川	八幡橋	コイ、フナが生息でき不快感がない	C		5種 (1種)※2			4種 (1種)※2			4種 (1種)※2	

種数は在来魚種数

カッコ内【※1：全数のうちドジョウ等4種の生息数、※2：全数のうちコイ、フナ2種の生息数】

4 水辺地の評価

水に親しめる環境づくりのための環境目標として次のとおり定めています。

表12 水辺地の指標

対象項目	環境目標（水辺地）		
	水遊びのできる川 （☆☆☆）	魚などの生き物に親しめる川 （☆☆）	散策のできる水辺 （☆）
生物化学的酸素要求量 (BOD)	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下
化学的酸素要求量 (COD)	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下
溶存酸素 (DO)	5mg/L 以上	5mg/L 以上	2mg/L 以上
大腸菌群数	1000MPN/100mL 以下	—	—
臭気	不快でないこと	不快でないこと	不快でないこと
水深	こどもの膝の高さ位の水深 (約 20cm)	魚類が生息するのに適当な水深 (20～50cm 程度)	一定の水量感を持つ水深 (20～50cm 程度)
流速	こどもの水遊びの際に流される危険がなく、緩急がありよどまないこと	魚類の生息に適当な流速で、緩急がありよどまないこと	小川のイメージで流れを感じさせ、緩急がありよどまないこと
その他	水底が明確に見えること	魚影、水底が見えること	魚影が見えること
	水底に危険な物がないこと	河床が石、礫質であること	藻類（ミズワタ）の異常な繁茂が見られないこと
	水辺に容易に近づけること (護岸の傾斜が緩やかである)	魚等の隠れ場、産卵場所となる水生植物が繁茂していること	水辺の景観が周囲と調和していること

- BOD、DO、臭気の項目は、ほとんど「水遊びのできる川（☆☆☆）」の評価でした。
- 大腸菌群数は「水遊びのできる川（☆☆☆）」の評価もありましたが、ほとんど「魚などの生き物に親しめる川（☆☆）」の評価でした。
- CODは「散策のできる川（☆）」の評価もありましたが、ほとんど「魚などの生き物に親しめる川（☆☆）」の評価でした。
- 調査した9地点における平成24年度から令和2年度までの地点ごとの評価は、概ね「魚などの生き物に親しめる川（☆☆）」の評価を維持しました。

表 13 水辺地指標の評価

地点	項目	測定値										項目毎評価結果										
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2			
二ヶ領本川 上河原親水施設	BOD	1.5	1.0	1.8	2.0	1.4	3.8	1.5	1.4	0.8												
	COD	3.3	3.4	6.7	5.5	5.1	5.7	3.8	3.1	3.6	☆☆		★							☆☆		
	DO	6.0	6.7	9.1	6.0	11.2	8.5	8.7	8.7	7.6											☆☆	
	大腸菌群数	13,000	9,500	7,900	4,900	3,300	1,700	4,900	13,000	7,000											☆☆	
	臭気	微藻臭	極微下水臭	藻臭	無臭	藻臭	無臭	草臭	無臭	無臭											☆☆	
	流速	0.40	0.33	0.27	0.21	0.33	0.25	0.44	0.42	0.46												
二ヶ領本川 一本込橋	BOD	1.3	1.0	1.4	1.9	0.8	1.1	1.0	0.9	0.8											☆☆	
	COD	3.1	3.1	6.1	5.3	4.8	5.6	4.0	4.1	3.1	☆☆		★		☆☆	★					☆☆	
	DO	6.0	8.0	9.2	8.4	8.9	10.1	10.3	8.2	8.8											☆☆	
	大腸菌群数	7,000	13,000	1,700	7,900	7,900	700	11,000	1,700	4,600			☆☆			***					☆☆	
	臭気	無臭	極微下水臭	無臭	無臭	微泥臭	無臭	無臭	微藻臭	無臭												☆☆
	流速	0.30	0.33	0.24	0.36	0.40	0.37	0.41	0.38	0.25												
二ヶ領用水 宿河原線 北村橋	BOD	1.5	0.8	1.9	2.6	1.5	1.3	1.1	0.8	0.7											☆☆	
	COD	3.8	3.5	6.5	6.3	4.7	4.2	2.9	3.3	2.9	☆☆		★		☆☆		***		☆☆	***	☆☆	
	DO	6.1	8.0	8.3	8.2	8.0	7.8	8.9	9.5	8.6											☆☆	
	大腸菌群数	33,000	4,900	4,900	23,000	1,100	7,900	1,100	2,300	28,000												☆☆
	臭気	藻臭	微下水臭	無臭	微藻臭	藻臭	無臭	無臭	無臭	無臭												☆☆
	流速	0.22	0.13	0.24	0.09	0.21	0.20	0.27	0.15	0.24												
二ヶ領用水 円筒分水下流 宮内	BOD	1.8	1.2	1.9	0.9	1.0	1.9	1.2	1.0	1.8											☆☆	
	COD	4.2	2.8	7.0	3.2	3.7	4.5	3.5	2.9	4.0	☆☆	***	★		☆☆					***	☆☆	
	DO	7.9	10.6	12.5	9.5	12.3	11.8	16.5	12.3	13.8											☆☆	
	大腸菌群数	28,000	21,000	3,500	3,300	4,900	13,000	4,900	1,700	23,000												☆☆
	臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	藻臭	無臭	無臭												☆☆
	流速	0.56	0.44	0.27	0.52	0.43	0.51	0.53	0.47	0.49												
渋川 親水施設	BOD	1.6	1.6	1.6	0.7	0.7	1.4	1.3	1.4	1.0											☆☆	
	COD	3.2	2.9	7.6	3.4	4.1	4.2	3.1	2.8	4.1	☆☆	***	★		☆☆					***	☆☆	
	DO	8.8	9.8	11.3	8.9	10.5	10.0	17.9	10.4	11.5												☆☆
	大腸菌群数	4,900	6,400	7,000	14,000	3,300	7,900	3,300	1,300	11,000												☆☆
	臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	土臭	無臭	無臭	無臭												☆☆
	流速	0.40	0.52	0.11	0.13	0.16	0.31	0.35	0.13	0.29												
三沢川 下村橋	BOD	1.6	0.3	0.6	1.5	0.6	1.6	0.9	0.8	0.6											☆☆	
	COD	2.1	2.0	3.3	3.2	2.2	2.8	1.5	2.1	2.3	☆☆	☆☆	☆☆								☆☆	
	DO	7.0	9.3	8.8	9.3	10.4	9.7	10.5	9.5	9.6												☆☆
	大腸菌群数	4,900	33,000	9,500	4,900	4,900	13,000	13,000	2,800	11,000												☆☆
	臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭												☆☆
	流速	0.10	0.09	0.08	0.05	0.11	0.04	0.10	0.11	0.11												
平瀬川支川 下長沢橋	BOD	2.0	1.0	0.8	1.0	1.1	1.4	1.0	0.8	0.7											☆☆	
	COD	2.0	3.4	2.1	2.6	3.3	3.2	2.1	1.5	2.1	***	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆						☆☆	
	DO	7.4	10.0	8.6	12.0	11.5	9.0	10.0	9.4	8.7												☆☆
	大腸菌群数	3,300	7,900	7,900	2,300	2,300	700	4,900	1,700	11,000			☆☆			***						☆☆
	臭気	微酸臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭												☆☆
	流速	0.20	0.14	0.59	0.07	0.14	0.20	0.40	0.22	0.84												
平瀬川 柳橋	BOD	0.1	0.7	1.3	1.1	1.2	1.2	0.9	1.4	0.7											☆☆	
	COD	2.8	2.4	3.1	2.0	2.6	3.4	4.4	2.3	2.5	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆	☆☆						☆☆	
	DO	6.9	8.6	8.3	8.9	9.5	11.0	9.6	9.9	8.2												☆☆
	大腸菌群数	7,000	31,000	46,000	13,000	7,900	4,900	13,000	7,900	33,000												☆☆
	臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭												☆☆
	流速	0.25	0.11	0.11	0.22	0.25	0.21	0.31	0.18	0.28												
平瀬川 初山水路	BOD	1.8	0.9	1.1	2.0	1.2	0.9	1.0	0.6	0.7											☆☆	
	COD	2.5	2.3	3.4	4.2	3.4	3.3	3.2	2.4	3.5	☆☆	☆☆	☆☆							***	☆☆	
	DO	6.4	8.4	8.7	8.2	8.4	9.3	9.6	7.9	8.2												☆☆
	大腸菌群数	23,000	7,900	4,900	3,300	1,100	790	3,300	1,100	23,000			☆☆			***						☆☆
	臭気	無臭	無臭	無臭	藻臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭												☆☆
	流速	0.20	0.06	0.21	0.33	0.23	0.22	0.24	0.13	0.35												

資料3. 「光化学オキシダント環境改善評価指標値」の算出方法について

本計画では、市独自の新たな指標として、光化学オキシダント対策の効果が把握できる光化学オキシダント日中生成量（3年移動平均値）を設定します。

【新たな市独自の評価指標】

光化学オキシダント環境改善評価指標値

光化学オキシダント日中生成量（3年移動平均値）とは、光化学スモッグ注意報が発令される4月から10月までの日中の光化学オキシダントの生成量に着目した指標です。



＜光化学オキシダント日中生成量（3年移動平均）の算出方法＞

①使用する常時監視データ

4月1日から10月31日までの光化学オキシダントの1時間値

②日中（昼間）と夜間の考え方

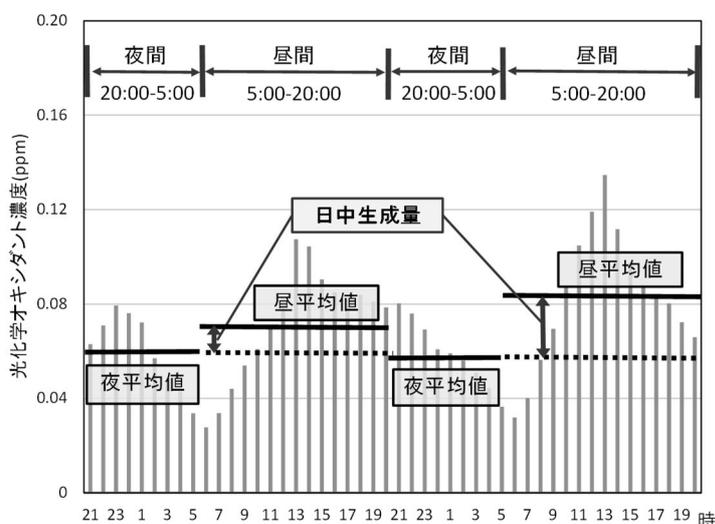
- ・ 「環境大気常時監視マニュアル 第6版（環境省）」で光化学オキシダントについて、昼間と定義している5時から20時までを昼間とする。
- ・ 昼間ではない期間として、前日の20時から当日の5時までを夜間*とする。
 - * 昼間に生成した量を算出するためには、前日の夜間からの影響を考慮する必要があるため、夜間を前日の20時からとしている。

③算出方法

- ・ 6時から20時までの1時間値から15時間平均値を算出（昼平均値）
- ・ 前日21時から当日5時までの1時間値から9時間平均値を算出（夜平均値）

$$\text{【光化学オキシダント日中生成量】} = \text{【昼平均値】} - \text{【夜平均値】}$$

- ・ 上記計算式で算出し、4月から10月までの平均値を算出
- ・ 気象要因の影響を軽減するため3年移動平均を算出
- ・ 一般環境大気測定局9局の平均値を算出



算出方法イメージ図（2日分データ）

■取組一覽

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係			地域			連携する 環境分野
				大気	水	化学・市民	南部	中部	北部	
I 安全で良好な環境を保全する										
I-1 大気や水などの環境保全										
① 大気環境に係る事業所等の監視・指導										
	1 大気環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査	法律や市条例等に基づき、ばい煙、VOC、ダイオキシン類、悪臭等について、工場・事業場の立入調査を実施することで、監視・指導を行います。	●工場・事業場から排出される大気汚染物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく、届出時等の施設設置状況の確認 ○大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく、工場・事業場への立入調査による排出基準遵守状況の監視及び指導	○			○	○	○	
	2 大気環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導	法律や市条例等に基づき、大気、ダイオキシン類等に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく届出等の審査 ●「廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づく指導	○			○	○	○	
	3 石綿(アスベスト)飛散防止対策に係る届出等の審査・指導	石綿飛散防止のため、法律や市条例に基づき、建築物等の解体等工事に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●建築物等の解体等工事における適切な作業の指導等による石綿の飛散防止対策の実施 ○大気汚染防止法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく石綿飛散防止対策に係る届出の審査・指導	○			○	○	○	
	4 発生源自動監視システムによる常時監視	窒素酸化物等の排出量が多い対象工場の測定データを、テレメータで常時監視します。	●工場・事業場から排出される大気汚染物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○総量規制基準等の遵守状況等の把握を目的とした、発生源自動監視システムによる常時監視	○			○	○		
	5 大気環境に係る法律や条例に基づく排出量の把握	法律、市条例の規制基準遵守状況や対策目標量等を把握するため、工場・事業場の大気汚染物質排出状況を調査します。	●工場・事業場から排出される大気汚染物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく工場・事業場に対する窒素酸化物等大気汚染物質の排出量調査の実施	○			○	○		
	6 大気汚染注意報発令時の対応	市民の健康被害を防止するため、注意報等発令時(光化学スモッグ注意報、PM2.5高濃度予報(注意喚起))の広報活動を実施します。	●光化学オキシダント及びPM2.5対策の実施 ○光化学スモッグ注意報発令に伴う周知・広報の実施 ○PM2.5高濃度予報(注意喚起)に伴う周知・広報の実施	○			○	○	○	
	7 ディーゼル車運行規制の検査	自動車から排出される粒子状物質の削減に向けて、県条例のディーゼル車運行規制による路上検査、ビデオ調査等を実施し、規制不適合車を使用する事業者へ指導を行います。	●ディーゼル車運行規制に基づく車両検査等の実施 ○神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づくディーゼル車運行規制による車両検査の実施及び不適合車を使用する事業者への指導	○			○	○		脱炭素化
	8 石綿(アスベスト)飛散防止対策に係る立入調査	石綿飛散防止のため、建築物等の解体等工事の立入調査を実施することで、監視・指導を行います。	●建築物等の解体等工事における適切な作業の指導等による石綿の飛散防止対策の実施 ○大気汚染防止法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく立入調査	○			○	○	○	
	9 民間建築物のアスベストの調査及び除去工事費の補助	アスベストの飛散による市民の健康障害の予防を図るため、建築物の所有者等が行う吹付けアスベスト含有調査及びアスベスト除去等の事業を支援します。	●アスベスト含有調査費用の補助 ●アスベスト除去等費用の補助	○			○	○	○	
	10 法律、条例等に基づく産業廃棄物に係る届出等の審査・指導	産業廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対する許認可・指導等を通じて、産業廃棄物の適正な処理を進めるとともに、産業廃棄物の排出抑制・再利用・再生利用の3Rを推進します。	●「川崎市産業廃棄物処理指導計画」に基づく施策の推進 ●排出事業者に対する3R及び適正処理の指導の実施 ●廃棄物処理業等に係る許認可、適正処理の促進 ●廃棄物処理施設設置等に係る許認可、適正処理の促進 ●廃棄物不適正処理対策の実施 ●PCB廃棄物の処理の推進	○	○	○	○	○	○	脱炭素化・資源循環
	11 騒音、振動に係る届出等の審査・指導	騒音、振動防止のため、法律や市条例に基づき、事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●騒音規制法、振動規制法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく届出等の審査・指導並びに立入調査 ○騒音規制法、振動規制法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく届出等の審査・指導	○			○	○	○	
	12 騒音、振動防止対策に係る立入調査	騒音、振動の防止対策を推進し、市民の生活環境の保全を図るため、解体工事現場等へ立入調査を実施することで、監視・指導を行います。	●騒音規制法、振動規制法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく届出等の審査・指導並びに立入調査 ○騒音規制法、振動規制法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく立入調査	○			○	○	○	

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係			地域			連携する 環境分野	
				大気	水	化学・市民	南部	中部	北部		
	13 公害防止組織の整備に係る手続きの運用	特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届を受け付けるとともに、選任・届出等の指導を行います。	●大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく届出等の審査 ○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届出の審査・指導	○	○	○		○	○	○	
	14 環境情報システムの運用	公害関係法令等に基づき収集した公害関連情報を一元的に管理し、許認可業務や事業者指導等に活用するとともに、法令改正への対応や業務効率の改善に向けた機能強化を図ります。	●環境情報システムの安定的な運用保守の実施 ●OSサポート終了、アップデート、法令改正等に伴う環境情報システムの改修、再構築の実施 ●法令改正等に伴う環境情報システムの一部改修の実施 ●今後の更新計画の検討	○	○	○					
② 水環境に係る事業所等の監視・指導											
	1 水環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査 <水質>	法律や市条例等に基づき、届出施設の設置等確認、排水基準の遵守状況の監視のため工場・事業場の立入調査を行います。	●工場・事業場から排出される水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく、届出時等の施設設置状況の確認 ○水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく、工場・事業場への立入調査による排水基準遵守状況の監視及び指導 ●工場・事業場排水水の分析調査		○			○	○	○	
	2 水環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導 <水質>	法律や市条例等に基づき、水質、ダイオキシン類等に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく届出等の審査 ●水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定事業場等に対する指導の実施		○			○	○	○	
	3 土壌汚染に係る届出等の審査・指導	法律や市条例に基づき、土壌汚染に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●土壌汚染対策法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく土壌汚染対策・地下水汚染対策に関する指導・助言の実施 ○土壌汚染対策法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく、土壌汚染に係る届出の審査・指導		○			○	○	○	
	4 水環境に係る法律に基づく排出量の把握 <水質>	法律の総量規制基準の遵守状況を把握するため、工場・事業場の水質汚濁物質の排出状況を調査します。	●工場・事業場から排出される水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○水質汚濁防止法に基づく、総量規制基準監視のための汚濁負荷量の把握		○			○	○	○	
	5 下水道法令に基づく立入調査 <水質>	下水道への排水について監視する必要のある事業場に対して立入調査を行い、排水指導を継続して実施します。	●排水監視の必要な事業場への立入調査の実施		○			○	○	○	
	6 し尿・浄化槽の維持管理に係る取組	市民の生活環境の保全のため、し尿収集・浄化槽清掃作業を実施するとともに、浄化槽管理者への維持管理を指導します。	●し尿収集・浄化槽清掃作業の実施 ●浄化槽管理者への維持管理指導		○			○	○	○	資源循環
	7 汚染土壌処理業の許可申請等の審査・指導	法律に基づく汚染土壌処理業者からの申請等について適正な事業計画となるよう審査・指導を行います。	●土壌汚染対策法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく土壌汚染対策・地下水汚染対策に関する指導・助言の実施 ○土壌汚染対策法に基づく、汚染土壌処理業者からの許可申請等に係る審査・指導		○			○	○	○	
	8 地盤沈下の防止に係る地下水揚水の届出等の審査・指導 <水量>	地盤沈下の未然防止のため、法律や市条例に基づき、地下水揚水に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●工業用水法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく地下水揚水に係る指導等の実施 ○「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく地下水揚水施設の届出、変更の届出等の審査・指導		○			○	○	○	
	9 地下水揚水量の把握 <水量>	法律や市条例に基づき、地盤沈下の未然防止のため、事業者の地下水揚水量を把握します。	●工業用水法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく地下水揚水に係る指導等の実施 ○地下水の過剰な揚水を防止し、地下水量を維持するため、事業者の地下水揚水量を把握		○			○	○	○	
	10 事業所地下水調査 <水質>	市条例に基づき、有害物質等を取り扱う工場・事業場の地下水調査を実施し、地下水汚染状況の監視を行います。	●汚染井戸における地下水の水質の監視 ○「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき、有害物質等を取り扱う工場・事業場の地下水汚染状況の監視		○			○	○	○	

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係			地域			連携する 環境分野
				大気	水	化学・市民	南部	中部	北部	
	11 法律、条例等に基づく産業廃棄物に係る届出等の審査・指導【再掲】	産業廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対する許認可・指導等を通じて、産業廃棄物の適正な処理を進めるとともに、産業廃棄物の排出抑制・再利用・再生利用の3Rを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「川崎市産業廃棄物処理指導計画」に基づく施策の推進 ●排出事業者に対する3R及び適正処理の指導の実施 ●廃棄物処理業等に係る許認可、適正処理の促進 ●廃棄物処理施設設置等に係る許認可、適正処理の促進 ●廃棄物不適正処理対策の実施 ●PCB廃棄物の処理の推進 	○	○	○	○	○	○	脱炭素化・資源循環
	12 公害防止組織の整備に係る手続きの運用【再掲】	特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届を受け付けるとともに、選任・届出等の指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●水質汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく届出等の審査・指導 ○「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づく特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届出の審査・指導 	○	○	○	○	○	○	
	13 環境情報システムの運用【再掲】	公害関係法令に基づき収集した公害関連情報を一元的に管理し、許認可業務や事業者指導等に活用するとともに、法令改正への対応や業務効率の改善に向けた機能強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境情報システムの安定的な運用保守の実施 ●OSサポート終了、アップデート、法令改正等に伴う環境情報システムの改修、再構築の実施 ●法令改正等に伴う環境情報システムの一部改修の実施 ●今後の更新計画の検討 	○	○	○				
③ 大気環境に係るモニタリングの実施										
	1 大気環境の監視	法律に基づき、一般環境大気測定局(9局)、道路沿道に設置している自動車排出ガス測定局(9局)で大気汚染物質を常時監視し、環境基準等の達成状況等を確認します。 また、有害大気汚染物質及びダイオキシン類についても、常時監視調査を実施し、環境基準等の達成状況等を確認します。	<ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染防止法に基づく二酸化窒素、PM2.5、ベンゼン等の常時監視の実施 ●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気の常時監視の実施 	○	○		○	○	○	
	2 光化学オキシダントに係る監視	光化学オキシダントの原因物質の削減効果を把握するため、NOxと非メタン炭化水素(VOCの一種)について、常時監視を行うとともに、光化学オキシダントが高濃度となる4月から10月までのデータ解析を行います。また、国の新指標についても把握します。	<ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染防止法に基づく光化学オキシダント等の常時監視の実施 ●光化学オキシダント対策の実施 ○光化学オキシダントの原因物質であるNOx、非メタン炭化水素の常時監視及びデータ解析 ○光化学オキシダントの高濃度域に着目した国の新指標による長期的な傾向の把握 	○				○	○	○
	3 酸性雨の環境調査	酸性雨の状況を把握するため、pH等の測定を実施します。	●酸性雨の実態調査の実施	○			○			
	4 土壌浄化モデル施設の性能把握	沿道の大気環境の改善を図るために設置した土壌による大気浄化システムについて二酸化窒素等の除去率の調査を行い、施設を効率的に稼働します。	<ul style="list-style-type: none"> ●ディーゼル車運行規制等の大気汚染対策の実施 ○大気中の二酸化窒素等の除去率把握のための調査実施 	○				○		
	5 石綿(アスベスト)の大気中濃度調査	大気中の石綿濃度を把握するため、測定を実施します。	●一般環境大気中の石綿濃度実態調査、建築物の解体工事等に伴う大気中の石綿濃度調査の実施	○			○	○	○	
	6 騒音、振動の監視	法律や市条例に基づき、一般環境の騒音測定、自動車騒音、振動の実態調査を行い、環境基準の達成状況等を確認します。また、中原区・麻生区付近の航空機騒音の実態把握のため、騒音レベルを継続的に監視します。	●騒音規制法、振動規制法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく環境基準適合状況調査及び実態調査	○			○	○	○	
④ 水環境に係るモニタリングの実施										
	1 河川、海域の水質調査<水質・水量>	法律等に基づき、河川、海域の水質環境基準項目等について常時監視し、環境基準の適合状況を評価します。	<ul style="list-style-type: none"> ●水質汚濁防止法に基づく公共用水域(河川・海域)の水質の常時監視の実施 ●河川・海域における水質調査等の実施 ○河川、海域の水質環境基準値適合状況の評価 ○海域沖合部のCODの濃度推移の把握 ○河川の流量調査 ●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく河川、海域の水質及び海域の底質の常時監視の実施 	○			○	○	○	自然共生
	2 地下水質の監視<水質>	法律等に基づき、地下水質調査を実施し、地下水の水質の状況を把握します。	<ul style="list-style-type: none"> ●水質汚濁防止法に基づく地下水の水質の常時監視の実施 ●水質汚濁防止法に基づく地下水の状況把握のための水質調査及び汚染井戸の監視の実施 ○市計画に基づく、地下水の水質調査 ●ダイオキシン類対策特別措置法に基づく地下水の水質及び土壌の常時監視の実施 	○				○	○	○
	3 精密水準測量による地盤沈下量の監視<水量>	精密水準測量により、水準点の標高を年1回測定し、地盤沈下の状況を監視します。	●精密水準測量による水準点での地盤高の観測	○			○	○	○	

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係				地域			連携する 環境分野
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
	4 川崎港底質調査 <水質>	東京湾の水質汚濁の要因となる底質の汚染状況について、東京湾岸の自治体が連携して測定を行います。	●河川・海域における水質調査等の実施 ○東京湾の水質汚濁の要因調査に向けた川崎港の底質の調査の実施	○				○			
	5 地下水塩水化調査 <水量>	過剰な揚水による地下水の塩水化の状況を把握するため、塩水化調査を実施します。	●地下水塩水化調査の実施 ○川崎市、幸区の地下水位観測用井戸における地下水の塩水化調査の実施	○				○			
	6 地盤沈下観測所における地下水位及び地層変動量の監視 <水量>	地下水の過剰な揚水による地盤沈下の未然防止を図るため、観測用井戸の水位、地層変動量を常時監視します。	●地盤沈下観測所における地下水位及び地盤沈下量の観測 ○市内の地下水位観測用井戸における地下水位の常時監視 ○川崎区の地盤沈下観測所における地層変動量の常時監視	○				○	○	○	
	7 水道衛生関係施設の衛生確保	環境衛生関係施設の監視指導や自主管理の推進に取り組み、健康で快適な生活環境を確保します。	●「環境衛生・水道衛生監視指導計画」に基づく監視指導等の実施 ○飲料水供給施設の設置者等による自主管理の推進 ○災害用選定井戸の水質検査の実施	○				○	○	○	
⑤ 苦情相談及び緊急時等への対応											
	1 騒音、振動に係る苦情相談対応	騒音、振動に係る苦情相談に対して、適宜現地調査を行った上で、法律や市条例に基づき、適切に対応を行います。	●騒音、振動に関する苦情相談に対する実態把握と適切な対応	○				○	○	○	○
	2 悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談対応	悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談に対して、適宜現地調査を行った上で、法律や市条例に基づき、適切に対応を行います。	●悪臭防止法、大気汚染防止法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく工場、事業所の監視及び排出低減に向けた指導 ○悪臭防止法、大気汚染防止法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく悪臭、ばい煙、粉じん等の苦情相談対応及び現地調査の実施 ●広域悪臭対策の実施	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 事故時の対応	大気汚染物質の漏洩や水質事故などに関係機関と連携して現地調査を行った上で、法律や市条例に基づき、適切に対応を行います。	●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に定める事故時の措置に基づく対応 ●事故時における有害物質流出防止に備えた取組 ○水質事故の通報に対する、関係機関と連携した現地調査 ●事故・苦情に伴う異常水質事故調査 ○異常水質事故検体の分析	○	○	○	○	○	○	○	○
	4 災害時の対応	災害時協定等に基づき災害時の環境調査等に迅速に対応するなど、災害時における有害物質等の漏洩・流出防止に備えた取組を推進します。 また、平時において、法律や市条例等に基づき、大気汚染物質や水質汚濁物質等について、工場・事業場の立入調査等を実施し、施設が適正に管理されていることを確認します。	●災害時における有害物質流出防止に備えた取組 ○災害時協定に基づいた協働連携の推進 ○有害物質等の漏洩・流出に係る対応マニュアルの充実 ●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づく、工場・事業場への立入調査等による排出基準遵守状況の監視及び施設の適正な管理に向けた指導 ○庁内外関係機関(部署)や事業所と連携した取組の推進	○	○	○		○	○	○	
	5 放射線の安全推進に係る取組	「川崎市東日本大震災に伴う放射性物質に関する安全対策指針」に基づき、モニタリング結果の情報を発信することなどにより、安全・安心な市民生活を確保します。	●環境中の放射性物質モニタリングの実施及び結果の公表 ●放射線測定器の貸出しの実施	○				○	○	○	○
⑥ 大気や水などの生活環境保全に係る取組の実施											
	1 水処理センターの高度処理化の推進 <水質>	これまでの下水処理に加え、赤潮などの原因となる窒素やリンの排出量を削減できるよう、水処理センターの高度処理化を推進します。	●水処理センターの高度処理化の推進	○				○	○	○	
	2 合流式下水道の改善の推進 <水質>	合流式下水道による公共用水域の水質汚濁を防止するため、貯留管の整備や遮集幹線の能力増強に向けた整備などを推進します。	●合流式下水道の改善目標達成に向けた取組の推進	○				○	○	○	
	3 下水道利用の促進 <水質>	未普及地域の解消に向けた取組を推進します。	●未普及地域の解消に向けた取組の推進	○				○	○	○	
	4 河川改修事業の推進	平瀬川支川において、多自然川づくりを進め、都市環境の向上と良好な水辺空間の形成を図ります。	●平瀬川支川河川改修事業の推進	○				○	○	○	脱炭素化・ 自然共生

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係				地域			連携する 環境分野	
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部		
	5 水処理センターの水質管理 ＜水質＞	水処理センターで適正な水質管理を実施することで、良好な放流水質を確保します。	●水処理センターでの適正な水質管理の実施		○				○	○	○	
	6 環境に配慮した河川・水路 の維持補修 ＜水辺地＞	河川・水路の適切な維持補修を行うことにより、水害の防止と環境の保全に取り組み、市民の安全を守ります。	●河川・水路の維持補修		○					○	○	脱炭素化・ 自然共生
	7 環境放射能調査	川崎市地域防災計画に基づき、市内の放射能関連施設周辺等の放射線量を調査します。	●放射能関連施設周辺等の環境放射能に係るモニタリング調査の実施	○	○				○	○		
	8 健康調査に係る取組	地域人口集団の健康状態と大気汚染との関連を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために委託調査等を実施します。	●環境保健サーベイランス調査の実施 ●光化学スモッグ健康被害対応の実施 ●公害防止調査研究の実施		○				○	○	○	
	9 公害健康被害に係る補償給 付及び支援	公害健康被害被認定者に各種補償費を給付します。また公害健康被害被認定者に対して必要なバス乗車券(証)を交付し、空気清浄機の購入費補助を実施します。	●公害健康被害被認定者に各種補償費給付の実施 ●公害健康被害被認定者に対し通院に係るバス乗車券(証)交付の実施 ●公害健康被害被認定者への空気清浄機購入費補助の実施		○				○	○	○	
	10 公害健康被害の予防に係る 取組	気管支ぜん息を主とするアレルギー疾患患者(児)、及びアレルギー素因保有児童とその保護者等に対する健康回復・増進、予防知識・自己管理の普及等のため、運動プログラムを取り入れた事業や、相談事業、講演会等を実施することにより、療養上有効となる保健指導や正しい予防知識の普及等の取組を進めます。	●公害健康被害予防事業の実施		○				○	○	○	
	11 健康の回復と福祉の増進に 係る取組	成人の気管支ぜん息に係る医療費の一部を助成することにより、健康の回復と福祉の増進を図ります。	●他の医療費助成制度や他のアレルギー疾患との整合性・公平性等を踏まえた制度のあり方の検討		○				○	○	○	
	12 児童福祉の増進に係る取組	小児ぜん息患者に対し、医療費を支給することにより、児童福祉の増進を図ります。	●小児ぜん息患者へ医療費の一部を支給		○				○	○	○	

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

※具体的取組にある＜水量＞＜水質＞＜水生生物＞＜水辺地＞は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係			地域			連携する 環境分野	
				大気	水	化学・市民	南部	中部	北部		
II 安心で快適な環境を共に創る											
II-1 環境配慮意識の向上											
① 大気や水辺に親しむ取組の推進											
	1 水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上 【リーディングプロジェクト】	より良い水環境をめざすため、市民が河川などの水辺に親しむ機会を創出することで、水環境への配慮意識の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境配慮意識の向上に向けた取組の推進 ○市民参加による水辺の親しみやすさ調査の実施 ○調査結果を活用した情報発信 ●水環境の保全に係る取組の推進 ○水辺の親しみやすさ調査を活用した水環境の評価 	○	○	○	○	○	○	自然共生	
	2 水辺に親しめる河川環境整備の推進 ＜水辺地＞	河川・水路について、環境に配慮した都市景観の形成や賑わいとうるおいのあるまちづくりの一環として、親水空間の整備を進めます。	●洪水環境整備事業の推進	○				○		脱炭素化・自然共生	
	3 水環境に係る調査及び普及啓発(河川の生物調査など) ＜水生生物＞	市内河川、河口干潟、人工海浜、その他、市内の池や湧水地などにおける水質測定や生物の生息状況の調査を行います。また、水辺に親しみ、生物多様性を保全するため、希少種や外来種を含めた水生生物の生息状況を広く情報発信します。	<ul style="list-style-type: none"> ●河川・海域における水質・生物調査等の実施 ●水環境の保全及び生物多様性に係る調査研究の実施 ○市内の生物モニタリング調査の継続と、市内水域や親水施設等での生物生息調査等の実施 	○		○	○	○	○	自然共生	
	4 大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進	大気をより身近に感じてもらうため、視程調査等の新たな環境調査手法を展開していく取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●大気環境の保全に係る取組の推進 ○視程調査ガイドブックの作成・充実 ○視程調査結果の収集・解析 	○				○	○	○	
	5 湧水地の保全に向けた普及啓発 ＜水量・水生生物・水辺地＞	市内の水源であり、貴重な生物の生息地でもある湧水地の保全に向けた普及啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●市で整備した湧水地における調査及び維持管理 ○整備した湧水地の保全に係る現地案内板及びホームページによる普及啓発 	○		○	○	○	○	○	自然共生
	6 川崎港の生物調査及び普及啓発 ＜水生生物＞	川崎港における生物調査を行い、水質と生物生息状況を把握するとともに、市民の水環境への関心を高めるため、川崎港の生物の情報発信を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●海域における水質・生物調査等の実施 ○川崎港における水生生物調査の実施 ○リーフレット、ホームページを活用した情報発信 	○				○			自然共生
	7 生物多様性の保全の推進 ＜水生生物＞	「生物多様性かわさき戦略」に基づき、生物多様性への配慮意識の向上や地域に息づく生き物の生息生育環境の保全、生き物などの情報収集・発信の取組を推進します。	●「生物多様性かわさき戦略」に基づく取組の推進	○	○	○	○	○	○	○	脱炭素化・自然共生
② 環境教育・環境学習の推進											
	1 環境シビックプライドの醸成による環境配慮行動の促進 【リーディングプロジェクト】	自ら進んで環境配慮行動をおこせる人材を育成するため、川崎市が環境改善を図ってきた歴史や、現在の川崎市の環境について伝える機会を増やすことにより、環境シビックプライドの醸成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境配慮意識の向上に向けた取組の推進 ○市内の小学校等での出前授業の実施 ○出前授業コンテンツの整理及び周知 ●大気・水環境の保全に係る取組の推進 ○実施効果の把握及び授業内容の更新 ●研究所の調査研究事業を活かしたイベント等の開催、情報発信 ●機材の貸出や教材提供等を通じた地域における環境学習の支援 ●市民や学校、研究機関協議会等との連携による普及啓発の推進 ○各種イベント等への出展 ●キングスカイフロント内の近隣企業等との連携推進 	○	○			○	○	○	脱炭素化・自然共生
	2 水辺に親しむイベント等の実施 ＜水質・水生生物・水辺地＞	市民との協働や流域自治体との連携により、環境学習や体験活動の取組を進め、さまざまな機会を通して水辺の魅力を発信します。	<ul style="list-style-type: none"> ●市内3校の水辺の楽校活動支援、川の安全教室及び丸子の渡しイベント等の実施 ●環境配慮意識の向上に向けた取組の推進 ○水環境体験教室の開催 ○多摩川教室への出展 ●水環境の保全に係る取組の推進 ○水辺の親しみやすさ調査を活用した水環境の評価 	○				○	○	○	自然共生
	3 地域環境リーダーの育成	持続可能な社会の構築と脱炭素社会の実現に向けた人材育成のため、環境配慮行動を促すくみの基盤となる環境教育・学習の取組を地域全体で推進します。	●大人向け環境教育・学習の推進に向けた取組として地域環境リーダー育成講座を開催	○	○	○	○	○	○	○	脱炭素化・自然共生・資源循環
	4 「エコシティかつ」推進事業の取組 ＜水生生物＞	学校ビオトープ等を活用した環境学習、水・緑・生き物の調査や間伐体験等を通し身近な森の再生過程を学習する機会の提供を図ります。	●区内市立小学校等への環境学習支援の実施	○				○			脱炭素化・自然共生

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係			地域			連携する 環境分野	
				大気	水	化学・市民	南部	中部	北部		
③ 効果的な情報発信の推進											
	1 多様な世代に合わせた情報発信	大気・水環境分野についての市民実感の向上をめざして、効果的な情報発信を推進します。また、環境総合研究所の研究成果についてSNS、インターネットなどを通じて市民、事業者等へ情報を発信し、環境問題への関心や理解、環境配慮意識の向上につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境配慮意識の向上に向けたICT等を活用した情報発信の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○公害の歴史や環境の取組等に係る情報発信 ○市政だより等の紙媒体による情報発信 ○大気・水環境分野についてSNS等による情報発信 ●研究所の調査研究事業を活かしたイベント等の開催、情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ○環境セミナー等の開催 ○Twitterによる配信 ●環境技術情報の収集・発信 <ul style="list-style-type: none"> ○LISE1階アーカイブスペースを用いた情報発信 ○環境技術情報ポータルサイトを用いた情報発信 	○	○	○	○	○	○	○	
	2 地域ごとの取組や環境データの情報発信	地域の状況や取組を容易に把握できるように、地域ごとの取組や環境データの公表・提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●常時監視測定結果等の情報提供 ●河川・海域における水質等の評価と生物の生育状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ○地域ごとの取組や環境データの公表・提供 ●大気・水環境の保全に係る取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○市ホームページでの環境情報の提供 	○	○	○	○	○	○	○	
	3 情報発信等による次世代自動車の普及促進	自動車に関する地球温暖化対策を推進するため、情報発信等による次世代自動車の普及に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●最新規制適合車や低公害車の普及促進に向けた導入補助制度の運用 ●脱炭素戦略を踏まえた情報発信等による次世代自動車の普及促進 ●ディーゼル車のZEV化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○民間事業者と連携したEVの普及拡大に向けた取組 ●公用車への次世代自動車導入の推進 	○			○	○	○	○	脱炭素化
	4 自転車の活用に向けた取組の推進	安全・快適に利用できる移動環境の充実に向けたシェアサイクルの推進に加え、環境負荷の低減等にも寄与する身近な自転車の活用の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●シェアサイクルの本格運用による取組の推進 ●広報啓発等を通じた環境負荷の低減に寄与する取組の推進 	○				○	○	○	脱炭素化
	5 市民・事業者が利用しやすいデータの構築・提供	環境調査結果等のデータをCSV等の利用しやすい形で提供(オープンデータ化)します。	<ul style="list-style-type: none"> ●河川・海域における水質等の評価 <ul style="list-style-type: none"> ○市ホームページ等での環境データの提供 ●大気・水環境の保全に係る取組の推進【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ○市ホームページでの環境情報の提供 ●常時監視測定結果等の情報提供【再掲】 	○	○	○	○	○	○	○	
	6 生活排水対策等の推進<水質>	生活排水による水質汚濁を防止するため、市民、事業者に普及啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●水環境の保全に係る取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○リーフレットを活用した市民、事業者への普及啓発 	○			○	○	○	○	
	7 平常時の河川流量維持に向けた普及啓発<水量>	平常時の河川流量を維持するため、市民、事業者に雨水浸透ます設置の普及啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●雨水浸透の取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページを活用した市民、事業者への普及啓発 	○			○			○	脱炭素化
	8 水洗化率向上に向けた取組<水質>	公共下水道への接続に向けた指導を行い、水洗化率の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●ウェブサイト、パンフレット等による広報 ●助成・融資あっせん制度の活用 ●戸別訪問による説明・勧奨 	○				○	○	○	
	9 川崎港の魅力発信の推進<水辺地>	港の果たす役割を市民に理解してもらうため、関係団体と連携し、川崎みなと祭りなど各種イベントを実施し、川崎港の振興を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎みなと祭り、ビーチバレーボール川崎市長杯等の開催 ●港湾緑地をはじめとする川崎港の魅力向上に向けた取組の実施 	○			○	○	○	○	
	10 農地の保全及び活用の推進<水量>	多面的な機能を持つ農地の保全を図るほか、市民が農業へ親しみ理解を深めるため、農業情報の発信等を行い、農地の活用を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●生産緑地地区の指定の推進による都市農地の保全 ●大震災時に一時避難所として利用される市民防災農地の確保 ●里地里山の整備・管理、里地里山等利活用実践活動による人材育成 ●グリーン・ツーリズムの普及・啓発の推進 ●大型農産物直売所「セレスモス」と連携した都市農業の振興 	○				○	○		自然共生

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

※具体的取組にある<水量><水質><水生生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係				地域			連携する 環境分野
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
II-2 多様な主体との協働・連携											
① 市民協働・連携の取組											
	1 市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進 【リーディングプロジェクト】	様々な年代の市民や事業者など多様な主体と連携して行うワークショップ等を通じ、大気や水などの環境への関心を高めるとともに、市民参加の促進を図ります。	●多様な主体との協働・連携の推進 ○様々な年代の市民や事業者など多様な主体と連携したワークショップ等の実施	○	○	○	○	○	○	○	自然共生
	2 市民参加型の大気を身近に感じる機会の創出 【リーディングプロジェクト】	大気環境について関心を持ってもらうため、市民参加型の環境調査を実施し、市民協働・連携の推進を図ります。	●多様な主体との協働・連携の推進 ○市民の視程調査への参加促進 ●大気環境保全に係る取組の推進【再掲】 ○視程調査ガイドブックの作成・充実 ○視程調査結果の収集・解析	○			○	○	○	○	
	3 緑のボランティアなどの活動支援 ＜水量＞	花や緑に囲まれたまちを目指し、地域緑化推進地区への花苗等の提供や緑のボランティアなどへの活動支援、緑化推進重点地区計画に基づく市民や企業等との協働による緑化の推進などを通じて都市緑化を推進します。	●地域緑化推進地区の認定と活動支援 ●緑の活動団体の活動支援 ●緑化推進重点地区計画に基づく緑化の推進			○	○	○	○	○	脱炭素化・ 自然共生
	4 ごみの減量化・資源化の推進に向けた取組	ごみの減量化・資源化を推進するために、市民、町内会・自治会、川崎市廃棄物減量指導員、関係事業者等と連携し、普及啓発・環境学習及び市民参加の取組を進めます。	●ごみゼロカフェの実施 ●出前ごみスクールの実施 ●ふれあい出張講座の実施 ●資源物とごみの分別アプリの普及	○			○	○	○	○	資源循環
	5 エコシティ形成に向けた連携・推進 ＜水量＞	地球温暖化等に対する取組を、地域レベルにおいて多様な主体との連携により推進し、持続可能な社会（エコシティ）の形成をめざします。	●エコシティたかつ推進会議の開催 ●各種普及啓発活動の実施			○			○		脱炭素化・ 自然共生
	6 河川等の維持管理に係る協働・連携 ＜水量・水生生物・水辺地＞	「二ヶ領用水総合基本計画」に基づき、河川維持管理、特に樹木においては、地元ボランティア団体との協働により、清掃等を実施します。	●地元ボランティア団体との協働による清掃活動等		○				○	○	脱炭素化・ 自然共生
	7 市民150万本植樹運動	ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上等に向け、市民・事業者との協働により、令和6年度までに市民一人一本運動を展開し、150万本の植樹を目指します。	●市民や事業者との協働による取組の推進		○		○	○	○	○	脱炭素化・ 自然共生
	8 緑化協議による緑のまちづくりの推進 ＜水量＞	「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」等に基づく緑化協議及び「都市計画法」や「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」等関係法令に基づく公園・緑地等に関する協議を行い、緑豊かなまちづくりの取組を推進します。	●緑化協議の実施 ●総合調整条例等に基づき設置される公園等に関する協議の実施 ●緑化指針に基づく取組の推進						○	○	脱炭素化・ 自然共生
	9 里地・里山環境の次世代継承へ向けた取組 ＜水量＞	市民・企業・教育機関・ボランティア団体等との協働により、市内に残された緑地・里地里山環境を次世代に継承していきます。	●「黒川地区緑地保全活用基本計画」に基づく取組の推進 ●市民等との協働による緑地の保全・活用		○					○	自然共生
	10 「農」にふれる場づくりの推進 ＜水量＞	市民が「農」にふれる場づくりを推進するため、川崎市市民農園を運営するとともに、農業者が開設する市民ファーム農園や農作業の指導を行う体験型農園について制度の普及・啓発を行います。	●市が開設から運営まで行う市民農園の効率的な管理運営 ●従来型の市民農園から利用者組合が管理運営を行う地域交流農園への普及支援 ●農業者が開設する市民ファーム農園や農作業の指導を行う体験型農園の普及支援		○					○	脱炭素化・ 自然共生
② 広域連携等の推進											
	1 他自治体連携による取組	広域的な大気環境の課題を解決するために、九都県市首脳会議等の近隣自治体との連携を強化し、各種調査や普及啓発等の取組を実施します。 (神奈川県公害防止推進協議会、九都県市首脳会議大気保全専門部会、六大都市自動車技術評価委員会、関東地方大気環境対策推進連絡会等)	●広域連携による大気環境の保全に係る取組の推進 ○近隣自治体と連携した光化学オキシダント及びPM2.5対策の推進に向けた取組 ●近隣自治体の研究機関等との共同調査・研究の実施(PM2.5、光化学オキシダント等) ●最新規制適合車や低公害車の普及促進に向けた取組の推進 ○自動車排ガス中の窒素酸化物等の低減に向けた国や関係自治体、事業者等との連携 ●国や近隣自治体と連携した次世代自動車の普及促進・導入支援	○			○	○	○	○	脱炭素化
	2 国、自治体等が連携した東京湾の環境調査 ＜水質・水生生物＞	東京湾再生への関心を高め、水質環境の把握、汚濁メカニズムの解明等を目的として、国、東京湾岸の自治体が連携し、企業、市民団体の参加を募り、東京湾岸域で一斉調査を実施します。	●広域連携による水環境の保全に係る取組の推進 ○東京湾環境一斉調査への参加 ○企業、市民団体との連携強化		○		○	○			

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係			地域			連携する 環境分野	
				大気	水	化学・市民	南部	中部	北部		
	3 新多摩川プランにおける市民や流域自治体との協働・連携	多摩川の魅力向上のため、市民や流域自治体等との協働・連携による取組を推進します。	●「新多摩川プラン」に基づく事業の推進 ●多摩川流域懇談会等における協働・連携による取組の実施	○		○	○	○	○	脱炭素化・自然共生	
	4 緑と水の保全・再生・創出・活用の推進	多摩・三浦丘陵の緑と水の保全・再生・創出・活用について関係する自治体と連携して検討・推進するため、会議やイベントを開催するとともに、広域連携プラットフォームの形成による取組を推進します。	●「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」の開催 ●多摩・三浦丘陵の魅力を発信するイベントの開催 ●広域連携プラットフォームの形成による取組の推進	○		○		○	○	自然共生	
	5 鶴見川流域水協議会の取組<水量>	鶴見川流域における水循環に係る課題の解決を目指して、流域の自治体等で構成された協議会で連携して対応します。	●広域連携による水環境の保全に係る取組の推進 ○施策ごとに目標期間を設定したアクションプランを策定し、市民、行政が連携・協働を図りながら取組を推進	○		○		○	○	脱炭素化	
	6 国・地方研究機関等との共同研究による取組等	大気汚染物質、水質、水生生物等について、国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究を実施します。	●大気環境に係る近隣自治体等の研究機関との共同調査・研究の実施 ●水環境に係る国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究の実施 ●国及び地方自治体等との環境中の化学物質に関する共同研究の実施 ●キングスカイフロント内の近隣企業等との連携推進【再掲】	○	○	○		○	○	○	
	7 交通の事業者等連携	自動車に係る環境問題の解決に向け、事業者、市民、関係団体及び関係行政機関が相互の連携のもと、地域環境対策及び地球温暖化対策を総合的に推進します。	●最新規制適合車や低公害車の普及促進に向けた取組の推進 ○自動車排ガス中の窒素酸化物等の低減に向けた国や関係自治体、事業者等との連携【再掲】 ○産業道路クリーンライン化事業等による交通環境対策の取組推進 ○交通量削減に向けた再配達抑制等の取組の検討	○				○	○	○	脱炭素化
	8 環境の保全に関する協定の適正な運用(災害時協定含む)	災害時協定を含めた、事業者との協定を適正に運用します。	●災害時における有害物質流出防止に備えた取組【再掲】 ○災害時協定に基づいた協働連携の推進 ●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○事業者との協定に基づく適正な対応	○	○	○		○	○	○	
	9 脱炭素等新たな課題に関する調査研究(環境中のプラスチック廃棄物などに係る調査研究など)	環境中のプラスチック廃棄物など、新たな課題に関する調査研究を実施します。	●環境技術産学公民連携共同研究事業の推進 ●共同研究事業に関する情報発信	○	○	○		○	○	○	脱炭素化・自然共生・資源循環
③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進											
	1 国際的な環境保全活動への支援・連携	川崎の優れた環境技術による国際貢献の推進及び環境技術情報を収集・発信します。	●インドネシア共和国バンドン市をはじめとする、環境課題を有する海外都市との都市間連携 ●国際連合環境計画(UNEP)との連携 ○川崎国際エコビジネスフォーラムの開催 ●環境技術情報の収集・発信	○	○					○	脱炭素化・資源循環
	2 環境関連ビジネスの創出及び海外展開の支援	市内企業の新たな環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングの場を提供するとともに、環境関連の多様な主体によるネットワーク組織であるグリーンイノベーションクラスターを通じて、環境産業の発展や国際競争力の強化を図ります。	●環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングに向けた場の提供 ●グリーンイノベーションクラスターによるプロジェクトや環境ビジネスの創出支援	○	○	○					脱炭素化・資源循環
	3 海外視察等の受入	海外視察等の受入れにより、国際機関、海外都市等とのネットワークを構築します。	●JICA、IGES等の国際・研究機関との連携 ●インドネシア共和国バンドン市をはじめとする、環境課題を有する海外都市との都市間連携【再掲】	○	○					○	脱炭素化・資源循環
	4 グリーンイノベーション・国際環境施策の推進	脱炭素社会の実現に向けて、本市の強みと特徴である環境技術・産業の集積を活かした「環境」と「経済」の調和と好循環の取組をより一層推進することで、グリーンイノベーションを促進していきます。	●グリーンイノベーションの創出に向けた研究会等の開催 ●グリーンイノベーションに関する情報発信 ●金融機関と連携したガイドブックの運用及びグリーンファイナンス促進に向けたフォーラム等の開催 ●環境規制のワンストップ窓口の構築による事業者支援の実施	○	○					○	脱炭素化
	5 上下水道分野における国際展開の推進	水関連企業の海外展開支援や上下水道分野の技術協力等を通じて、世界の水環境改善への貢献に向けた国際展開を推進します。	●かわさき水ビジネスネットワークを通じた水関連企業の海外展開支援の推進 ●JICA等を通じた専門家派遣や研修生・視察者受入の推進による川崎の上下水道技術の世界への発信	○							脱炭素化

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

※具体的取組にある<水量><水質><水生生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係			地域			連携する 環境分野					
				大気	水	化学・市民	南部	中部	北部						
II-3 事業者の自主的な取組の促進															
① 交通環境配慮行動の促進															
	1 次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者との連携による取組【リーディングプロジェクト】	大気環境中の二酸化窒素濃度等の低減や脱炭素社会の実現に向けて、インフラ環境の整備を推進することにより、次世代自動車の普及を促進します。	●EV等の次世代自動車の普及促進に向けた取組の推進 ○次世代自動車のインフラ整備促進に向けた支援・調整等の実施 ○国や近隣自治体と連携した普及促進・導入支援の実施	○				○	○	○	脱炭素化				
	2 EVカーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組【リーディングプロジェクト】	EVカーシェアリングを広めることで、自動車利用時のEV選択率の向上を図ります。	●EV等の次世代自動車の普及促進に向けた取組の推進 ○EVカーシェアリングの事業性に係る実証 ○EVカーシェアリングの社用車等への導入に向けた取組の推進 ○建築物環境配慮制度を活用した普及促進	○					○	○	○	脱炭素化			
	3 市バス車両の脱炭素に向けた取組の推進	ハイブリッドバスの導入等、市バス車両の脱炭素に向けた取組を推進します。	●ハイブリッドバスの導入等による環境対策の推進	○					○	○	○	脱炭素化			
	4 エコ運搬制度の運用	貨物自動車等から排出される大気汚染物質及びCO2削減のため、市条例に基づき、市内の荷主・荷受人が主体となって運送事業者等に対し環境に配慮した運搬の要請を行うエコ運搬制度を推進します。	●エコ運搬制度による自動車環境対策の推進 ○「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく要請実施状況等に関する報告等の審査・指導等 ○「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく立入調査の実施 ○社会状況の変化に対応した制度の見直し・運用	○						○	○	○	脱炭素化		
	5 エコドライブの普及促進	自動車から排出される大気汚染物質及びCO2の削減のため、かわさきエコドライブ宣言登録制度により、市民や事業者に対し、エコドライブの普及啓発を行います。また、講習会等によりエコドライブの普及促進を行います。	●エコドライブの推進に向けた講習会や啓発事業の実施 ○かわさきエコドライブ宣言登録制度の運用 ○エコドライブ講習会の実施 ○リーフレット等による普及啓発の実施	○					○	○	○	○	脱炭素化		
	6 交通量・交通流対策の推進	自動車交通量の削減及び交通混雑の改善のため、関係機関と連携して、迂回経路への誘導や環境レーンの取組等についての啓発活動を実施します。	●事業者の交通行動変容に向けた普及啓発の実施 ○迂回経路への誘導(環境ロードプライシング)の周知・広報 ○沿道環境に配慮した環境レーンの周知・広報	○						○			脱炭素化		
	7 市バスネットワークの形成	利用実態や走行環境の変化、市のまちづくりに対応した運行を行い、市バスネットワークの維持を図ります。	●利用実態を踏まえた運行計画の見直し	○						○	○	○			
	8 路線バスネットワークの形成に向けた取組の推進	バス事業者と連携し、路線バスネットワークの形成とサービス向上に向けた取組を推進します。	●効率的・効果的な路線バスネットワークの形成に向けた取組の推進	○							○	○	○	脱炭素化	
	9 都市計画道路等の整備	幹線道路は、「道路整備プログラム」に基づき、客観的な指標を用いて整備効果の高い道路を選定し、「選択と集中」による効率的・効果的な整備を進めます。	●「道路整備プログラム」に基づく計画的な整備の推進	○							○	○	○	脱炭素化・自然共生	
	10 鉄道ネットワークの機能強化に向けた取組の実施	広域的な鉄道ネットワークの機能強化に向け、各鉄道計画に関する検討・調整や、鉄道の輸送力増強や輸送サービスの改善の促進等を行います。	●鉄道事業者や他自治体等と連携した鉄道ネットワークの形成に向けた取組の推進	○							○	○	○	脱炭素化	
② 事業者の自主的な取組の支援															
	1 工場・事業場の自主的な取組を促す取組の推進(環境行動事業所認定制度の運用)	環境保全に関する配慮を積極的に実施している事業所が、ある一定の基準を満たしている場合、事業所からの申請により環境行動事業所に認定します。	●「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく届出等の審査 ○環境行動事業所の取組や成果についての広報	○	○	○					○	○	○	脱炭素化	
	2 揮発性有機化合物(VOC)等排出削減に向けた取組の推進(事業者等の排出状況の把握及び自主的な削減取組の支援)	光化学オキシダント等の原因物質であるVOCについては、事業者の自主的な削減取組を促進するため、工場・事業場のVOC排出状況を把握し、VOC削減に向けた支援及び普及啓発を実施します。また、有害大気汚染物質等の排出抑制の自主的な取組を促進するため、工場・事業場周辺の排出実態調査を行います。	●事業者の自主的な取組支援など、光化学オキシダント及びPM2.5対策の実施 ○事業者に対する、VOC排出対策に関するアドバイスやVOC濃度測定等の支援 ○事業者及び市民へのVOCの削減手法等の普及啓発の実施 ○VOC排出推計結果等を活用した削減物質の情報発信 ○庁内等におけるVOC削減の推進 ●工場・事業場周辺の有害大気汚染物質等の排出実態調査及び排出抑制の自主的な取組の促進	○							○	○	○		
	3 中小企業への円滑な資金供給等の推進	市信用保証協会や取扱金融機関との連携による間接融資制度の実施により、中小企業者等の資金調達の円滑化を図ります。	●中小企業者等への安定的な資金供給 ●中小企業者等の資金調達の支援	○	○	○						○	○	○	
	4 脱炭素化に向けたエコ化支援の推進	脱炭素社会の実現に向けて、市内中小規模事業者を対象にエコ化支援補助を実施します。	●市内中小規模事業者を対象としたエコ化支援補助の実施	○								○	○	○	脱炭素化

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係			地域			連携する 環境分野
				大気	水	化学・市民	南部	中部	北部	
	5 環境負荷低減行動計画書の適正な運用	一定規模以上の指定事業所による環境への負荷を低減するため、環境負荷低減行動計画の策定と実施を事業者に指導します。	●「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく届出等の審査 ○事業者への環境負荷低減行動計画策定の指導及び助言	○	○	○	○	○	○	脱炭素化・資源循環
	6 環境配慮型の施設導入に向けた支援	中小企業者による公害発生の防止又は環境負荷低減等の取組を促進する支援を行います。	●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○中小企業者に対する融資制度、助成金等の情報提供	○	○	○	○	○	○	脱炭素化
	7 中小製造業の操業環境の整備・改善の推進	がんばるものづくり企業操業環境整備助成制度を活用して、中小製造業者による操業環境の整備・改善に向けた取組を推進します。	●操業環境の整備・改善の支援	○	○	○	○	○	○	
③ 事業者との情報共有の促進										
	1 事業者交流の取組(事業者との連絡会など)	事業者との連絡会等、事業者と行政の交流を通じて、事業者の環境対策に係る自主的取組の推進支援等を実施します。	●多様な主体との協働・連携の推進 ○事業者との連絡会を通じた交流の推進	○	○	○	○	○	○	
	2 事業者等のネットワークの機能強化に向けた取組の実施	ネットワークの機能強化に向けて、各団体や他部署等との連絡調整を行い、セミナー等を通して事業者との情報共有の促進を行います。	●キングスカイフロント内の近隣企業等との連携推進【再掲】 ●共同研究事業に関する情報発信(セミナー開催等)	○	○	○	○	○	○	
	3 事業者向け環境関連相談窓口の充実	市内事業者の環境対策等の円滑化を図るため、環境関連相談窓口の充実に取り組みます。	●環境規制のワンストップ窓口の構築による事業者支援の実施	○	○	○	○	○	○	脱炭素・自然共生・資源循環

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。

※具体的取組にある<水量><水質><水生生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係			地域			連携する 環境分野
				大気	水	化学・市民	南部	中部	北部	
II-4 環境影響の未然防止										
① 化学物質の適正管理と理解の促進										
	1 環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進 【リーディングプロジェクト】	化学物質による環境影響の未然防止・環境リスクの低減に向け、環境リスク評価を活用し、事業者による自主的な適正管理を促進します。	●化学物質の環境実態調査及び環境リスク評価の実施、結果の公表 ●環境リスク評価結果を活用した事業者による自主的な化学物質の適正管理の促進 ○事業者へのヒアリング、環境リスクに関する情報提供等の実施 ○自主管理優先物質の選定、周知及び見直しに向けた検討 ○環境モニタリング及び排出量確認の実施			○	○	○	○	○
	2 環境・リスクコミュニケーションの促進	市民や事業者を対象としたセミナーを開催するなど、化学物質対策に関する普及啓発を推進します。	●市民や事業者を対象としたセミナーの開催による化学物質対策に関する普及啓発			○	○	○	○	○
	3 PRTR制度等による適正管理の促進	化学物質排出把握管理促進法に基づく事業者の化学物質排出量等の届出、市内の排出量の集計・公表等により、事業者による自主的な適正管理を促進します。	●化学物質排出把握管理促進法に基づく事業者の化学物質排出量等の届出、市内の排出量の集計・公表等による事業者の適正な自主管理の促進			○	○	○	○	○
	4 公園緑地の維持管理	安全かつ快適に公園緑地を利用できるよう、農業の適正利用等による除草等を行い、施設の適切な維持管理を進めます。	●公園緑地の樹木及び電気設備等の適正な維持管理			○		○	○	○
② 環境影響の低減に向けた取組										
	1 新たな知見による光化学スモッグ発生抑制取組の推進 【リーディングプロジェクト】	光化学オキシダント高濃度時における新たな手法による調査結果からVOC成分ごとの影響を把握し、事業者の自主的な排出削減を促進する取組を推進します。	●事業者の自主的な取組支援など、光化学オキシダント対策の実施 ○市独自の指標を活用したVOC排出削減の取組の成果の評価 ○調査結果を踏まえた事業者の自主的なVOC排出削減を促進する取組の推進 ●光化学オキシダントの実態把握のための調査研究の実施 ○光化学オキシダント高濃度時のVOC成分調査の実施 ○光化学オキシダント生成に影響するVOC成分の把握			○		○	○	○
	2 環境影響評価の推進	大規模な工事や開発事業などの実施に当たり、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、市がその結果を縦覧の上、市民意見も踏まえて市長意見を述べるなどし、環境の保全について適正な配慮を促します。	●環境影響評価手続的的確な実施 ●環境影響評価審議会の運営 ●地域環境管理計画及び環境影響評価等技術指針の運用 ●地球温暖化対策法改正に伴う本市環境影響評価制度の影響への検証と対応 ●環境調査手続的的確な実施			○	○	○	○	○
	3 交差点などにおける渋滞緩和対策の推進	主要渋滞交差点などにおける局所的かつ即効的な対策などにより、効率的・効果的に渋滞緩和を図ります。	●市内交通の円滑化に向けた緊急渋滞対策の推進			○		○	○	○
	4 街路樹の適正な維持管理の推進 <水量>	街路景観の向上など、良好な都市環境を確保するため、街路樹の適正な維持管理を進めます。	●街路樹の適正な維持管理の実施 ●街路樹の樹木診断及び樹木更新の実施			○	○		○	○
	5 環境性能に優れた施設(トップランナー等)導入促進	環境負荷低減に向けて、施設の新設及び更新の際には、環境性能が優れた施設を導入するよう、普及啓発を行います。	●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ○環境性能が優れた燃焼施設(トップランナー)等の更なる導入促進に向けた普及啓発の実施			○	○		○	○
	6 環境に配慮した建築物の普及促進	環境に配慮した建築物の増加により環境の負荷低減を図ります。環境計画書の届出を受け、内容を確認して市のホームページに内容を公開します。また、説明会やホームページ等により、制度の普及・啓発活動を実施します。	●「建築物環境配慮制度(CASBEE川崎)」の適正かつ効率的な運用 ●環境配慮建築物に関する普及・啓発			○	○	○	○	○
	7 開発行為等に係る水環境の保全の推進 <水量>	開発行為等の審査に際して、雨水浸透施設の設置の可否について適切に判断します。	●川崎市宅地開発指針等に基づく雨水浸透施設の設置の可否に関する適正な審査の実施(雨水浸透能力判断マップの運用を含む)			○		○	○	○
	8 生活道路の環境向上に向けた取組	歩道での透水性舗装等の導入により、雨水の浸透を行います。	●歩道補修工事と併せて透水性舗装を実施			○		○	○	○
	9 下水道の管きよ・施設の維持管理 <水量>	公共下水道への排水設備接続協議において、事業者が設置・設計する雨水浸透ますに対して技術的指導を行います。	●排水設備技術基準等に基づく事業者へ指導			○			○	○
	10 雨水流出抑制施設の設置指導の実施 <水量>	大規模(1,000㎡以上)の建築行為及び開発行為では、雨水流出抑制施設技術指針に基づき雨水流出抑制施設の設置を指導しており、浸透施設の併用についても指導を行います。	●浸透施設併用を考慮した雨水流出抑制の指導			○		○	○	○

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	取組内容	目標との関係				地域			連携する 環境分野	
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部		
	11 緑地保全の推進 <水量>	特別緑地保全地区等の緑地保全施策を推進するとともに、公有地化した緑地の管理施設や斜面安定施設等の整備を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●特別緑地保全地区等の緑地保全に向けた取組の推進 ●フェンス等の管理施設整備による適切な管理と斜面地の安全対策による市民の安全・安心な生活空間の確保 									脱炭素化・ 自然共生
	12 苦情発生の未然防止	苦情を未然に防ぐため、FAQの市ホームページへの掲載やリーフレット等による事業者向け普及啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●生活騒音の低減に関する意識啓発の推進 ●工場・事業場から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭物質等の監視及び排出低減に向けた指導 ●事業者の悪臭防止に関する自主管理体制整備の促進 ●水環境の保全に係る取組の推進 ○水環境の苦情を未然に防ぐための普及啓発等の実施 									
	13 揮発性有機化合物(VOC)等排出削減に向けた取組の推進(事業者等の排出状況の把握及び削減取組の支援)【再掲】	光化学オキシダント等の原因物質であるVOCについては、事業者の自主的な削減取組を促進するため、工場・事業場のVOC排出状況を把握し、VOC削減に向けた支援及び普及啓発を実施します。また、有害大気汚染物質等の排出抑制の自主的な取組を促進するため、工場・事業場周辺の排出実態調査を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者の自主的取組支援など、光化学オキシダント及びPM2.5対策の実施 ○事業者に対する、VOC排出対策に関するアドバイスやVOC濃度測定等の支援 ○事業者及び市民へのVOCの削減手法等の普及啓発の実施 ○VOC排出推計結果等を活用した削減物質の情報発信 ○庁内等におけるVOC削減の推進 ●工場・事業場周辺の有害大気汚染物質の排出実態調査及び排出抑制の自主的取組の促進 									
	14 地下水揚水量の把握【再掲】 <水量>	法律や市条例に基づき、地盤沈下の未然防止のため、事業者の地下水揚水量を把握します。	<ul style="list-style-type: none"> ●工業用水法及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく地下水揚水量に係る指導等の実施 ○地下水の過剰な揚水を防止し、地下水量を維持するため、事業者の地下水揚水量を把握 									
	15 平常時の河川流量維持に向けた普及啓発【再掲】 <水量>	平常時の河川流量を維持するため、市民、事業者に雨水浸透ます設置の普及啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●雨水浸透の取組の推進 ○ホームページを活用した市民、事業者への普及啓発 									脱炭素化
③ 環境影響の低減に向けた調査研究												
	1 大気環境に係る調査研究(光化学オキシダントやPM2.5に係る調査研究など)	光化学オキシダントやPM2.5、石綿等の大気汚染物質の発生や影響などについて、その実態の解明に向けて近隣自治体の研究機関等と連携して調査・研究を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●光化学オキシダントの実態把握のための調査研究の実施【再掲】 ●一般環境及び道路沿道におけるPM2.5の実態調査の実施 ●有害大気汚染物質を含む揮発性有機化合物(VOC)等の調査の実施 ●一般環境大気中の石綿濃度実態調査、建築物の解体工事等に伴う大気中の石綿濃度調査の実施【再掲】 ●酸性雨の実態調査の実施【再掲】 ●近隣自治体の研究機関との共同調査・研究の実施【再掲】 									
	2 水環境に係る調査研究(公共用水域における水質改善に係る調査研究など)	工場・事業場からの排水や地下水の水質分析を行うとともに、公共用水域で異常が発見された場合の原因究明調査等を行います。また、河川・海域等公共用水域における水質及び生物に係る調査研究を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●工場・事業場排水の分析調査【再掲】 ●地下水汚染等に係る調査・研究 ●事故・苦情に伴う異常水質事故調査【再掲】 ●水環境の保全及び生物多様性に係る調査研究の実施(河川、河口干潟、人工海浜等)【再掲】 ●国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究の実施【再掲】 ●水環境に係る調査・研究及び情報収集・成果発信 									
	3 化学物質に係る調査研究(環境リスク評価など)	国及び地方自治体等と連携して化学物質の分析法開発を行うとともに、市内環境中の未規制化学物質等の環境実態把握に向けた調査研究を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●未規制の化学物質を中心とした、大気環境及び水環境における化学物質に関する実態調査・研究の実施 ●実態調査結果に基づく環境リスクの評価の実施 ●未規制化学物質等の分析法開発及び改良の実施 ●国及び地方自治体等との環境中の化学物質に関する共同研究の実施 ●未規制化学物質の調査・研究に関する情報収集及び成果発信 									
	4 脱炭素等新たな課題に関する調査研究(環境中のプラスチック廃棄物などに係る調査研究など)【再掲】	環境中のプラスチック廃棄物など、新たな課題に関する調査研究を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境技術産学公民連携共同研究事業の推進 ●共同研究事業に関する情報発信 									脱炭素化・ 自然共生・ 資源循環
	5 環境保全型農業の推進	農業技術支援センターにおいて、農業経営向上に資する農業技術の研究・普及に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●農産物の栽培技術向上のための取組 ●「環境保全型農業推進方針」に基づく環境保全型農業の普及推進 									自然共生

※具体的取組は、総合計画(実施計画)の策定・改定による変更等がある場合、変更状況を踏まえて更新します。
 ※具体的取組にある<水量><水質><水生生物><水辺地>は、本計画に統合した水環境保全計画の4つの構成要素に関連する取組であることを示しています。

資料5 市民・事業者からの意見聴取

(1) 市民・事業者からの意見聴取状況

本計画の目指すべき方向性や、市民や事業者の大気や水などの環境に係る意識等を把握するため、次のとおり意見聴取を行いました。なお、本計画は、この分野の初めての計画であったため、対面で市民や事業者の意見を十分に聞く機会を設けて、丁寧に進める必要があると考えていました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大により、対面による意見聴取が難しく、策定までに時間を要しましたが、Web アンケート等を活用して意見聴取を行いました。

	実施時期	内容等
令和元年度	令和元年9月	・市民を対象とした大気や水などの環境に係る Web アンケート
令和2年度	令和2年11月	・市民を対象とした環境分野での協働に係る Web アンケート
	令和3年1～2月	・素案に対する市民・事業者からの意見聴取（ホームページ等による意見募集及びオンライン説明会の実施）意見数：85件 （事業者との情報交換会における意見聴取）意見数：4件
令和3年度	令和3年7～10月	・素案に対する市民・事業者からの意見聴取（かわさき自動車環境対策推進協議会、川崎コンビナート環境保安技術研究会等における意見聴取）意見数：13件

(2) 大気や水などの環境に係る Web アンケートでの意見

市民が大気、水、化学物質、騒音、振動、悪臭、土壌、地盤等の環境についてどう感じているのか、またどのような取組を望んでいるのかを把握し、新たな計画におけるめざすべき環境像設定や施策の参考となる基礎資料とするため、令和元（2019）年9月に Web アンケートを実施しました。

ア 大気や水などの環境への関心

全体では「関心があるが、特に自分から調べたことはない」が49%と半分近くで最も多かった。年代ごとにみると、「関心がある」との回答は若年層ほど少なかった。

イ 「自宅周辺の環境」について気になること、不満なこと

項目別にみると、「川・海などの水のきれいさ」以外は「全く気にならない、満足」及び「あまり気にならない、まあ満足」の合計が50%以上で、半数以上が「まあ満足」している結果となった。

「静かさ（音の環境）」では「とても気になる、不満」との回答が15%程度とその他の項目と比較して多くなっていた。

ウ 市の環境の現在の状況と、数十年前を比較した改善状況の認知度

市民・事業者・行政の取組により、川崎市の環境の状況が大きく改善された現状を市民が把握しているかを確認した。

市全体では「聞いたことはあるが、あまり知らない」との回答は30%程度、「まったく知らない」との回答は40%程度であり、年代ごとにみると、若い世代ほど改善状況の認知度が低く、18-29歳代では23%となっていた。

エ 行政や事業者が力を入れるべき取組について

最も多かった回答は「市民へのわかりやすい情報の提供、知識の普及」で、次が「環境汚染を未然に防ぐ取組（国の法律で規制されていない物質の調査など）」であった。

(3) 環境分野での協働に係る Web アンケートでの意見

市民が参加しやすい協働・連携のあり方を検討するため、「環境活動への参加」に関する市民意識を把握することを目的に、令和2年11月に Web アンケートを実施しました。詳細は【参考資料】「環境活動への参加に関するアンケートについて」（付-31）を参照してください。

(4) 素案に対する市民・事業者からの意見聴取

令和2年（2020）年11月に審議会からいただいた答申を踏まえ、令和3年1月に「川崎市大気・水環境計画（素案）」を策定し、市民・事業者からの意見聴取を行い、本計画に反映しました。

ア 計画全般

大気や水などの環境に係るこれまで行ってきた取組に加えて、何を重点として取り組むのかを示して欲しいとのご意見をいただきました。

本計画において、各取組を効果的に推進するために先導的な役割を果たす取組として位置づけている「リーディングプロジェクト」についての説明内容を追記するとともに、課題である光化学スモッグ発生抑制に向けた取組など、新たに3つ「リーディングプロジェクト」を追加しました。

イ 市民実感

新たに目標として掲げた市民実感については、感覚的なものであり目標には馴染まないのではないか等のご意見をいただきました。

より市民に寄り添った施策を進めるため、また更なる環境負荷の低減を図るため、環境基準等の環境データに加えて、市民実感についても意識するよう計画に盛り込んだものです。御意見を踏まえ、本計画の取組推進イメージについてより丁寧な記述とするなど、市民実感に係る記述の一部を修正しました。なお、市の総合計画において各政策について市民の実感指標を指標として掲げています。

ウ その他（水）

また、防災井戸の必要性についてご意見をいただきました。

本市では、健康福祉局で「災害時における飲料水及び生活用水の供給源としての井戸及び受水槽の有効活用に関する要綱」を定めており、井戸の所有者の御協力により、各区で災害用井戸を選定しています。基本施策 I - 1 大気や水などの環境保全の④水環境に係るモニタリングの実施の取組一覧に、災害用選定井戸の水質検査も位置付けさせていただきます。

本計画について、上記以外にも、市民や事業者の方から様々な御意見があり、今後の取組を進めていく上で参考となる御意見も多くいただいておりますので、引き続き、市民や事業者の連携・協力・参加の促進を図りながら、事業を展開していきます。

【参考資料】 環境活動への参加に関するアンケートについて

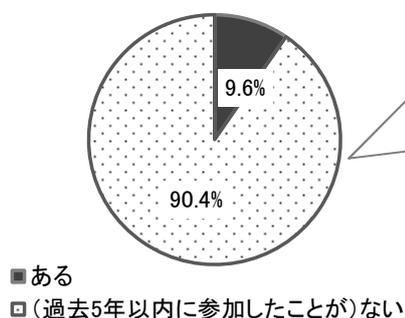
本計画では、より良い環境を「共に創る」ための施策として、「多様な主体との協働・連携」（基本施策Ⅱ-2）を進めていくことを位置づけています。

取組を進めていくにあたり、市民が参加しやすい協働・連携のあり方を検討するため、「環境活動への参加」に関する市民意識を把握することを目的に、令和2年11月に、18～70歳までの市民を対象にインターネット Web アンケートを行いました。

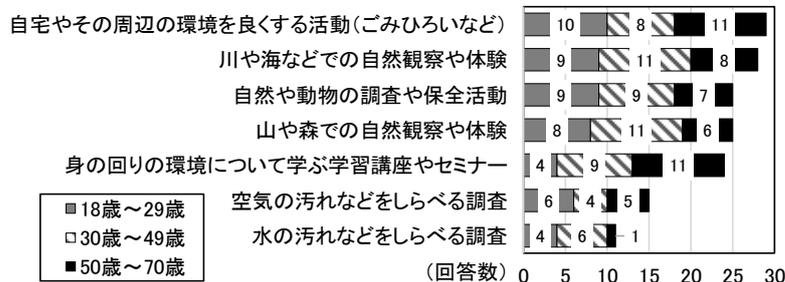
近年（過去5年以内）に環境活動に参加したことがある市民は約10%でしたが、参加したことがない人のうち半分は「今後環境活動に参加すること」に興味があるとの結果が出ました。今後参加してみたい活動では、「河川や海、山や森での自然観察や体験」は18～49歳の希望が多く、「身の回りの環境について学ぶ学習講座やセミナー」は50～70歳の希望が多いなど、年代等によってニーズに違いがあることがわかりました。自由記載での具体的な要望としては、「環境保全の取組の歴史を知りたい」「昔と今の場所を比較してどれだけ環境が変化したか知る体験」などもありました。

一方、「今まで参加できなかった理由」として「仕事や学校等で活動に参加する時間がない」のほか、「どんな活動をやっているのかわからない」「参加の方法がわからない」との回答が多くなっていました。自由記載では「そもそも情報が届いていない」「活動内容が届く配信の仕方をしてほしい」等の意見もあり、興味のある人に伝わる情報発信を進めることが重要であると言えます。

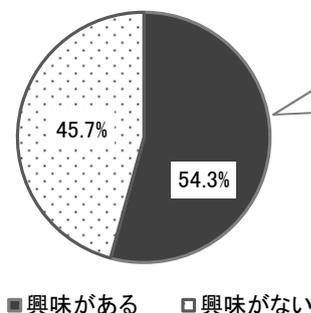
環境活動への参加の有無(N=104)



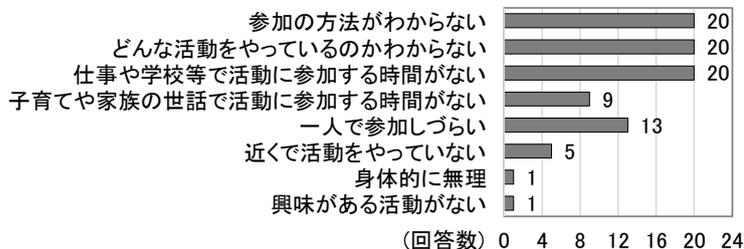
今後参加するとしたら、どの活動がよいか(2つまで:環境活動に参加したことがない人)



環境活動に参加したことがない人で、今後、環境活動へ参加することへの興味(N=94)



今後、環境活動へ参加することに興味がある人(N=51)が、環境活動に参加しなかった理由(最大2つ)



資料6 用語集

アルファベット

BOD

「生物化学的酸素要求量」を参照

COD

「化学的酸素要求量」を参照

NMHC

「非メタン炭化水素」を参照

NO₂

「二酸化窒素」を参照

NO_x

「窒素酸化物」を参照

O_x

「光化学オキシダント」を参照

PDCA サイクル

(1)方針・計画 (Plan)、(2) 実施 (Do)、(3)点検 (Check)、(4)是正・見直し (Act) というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していこうというもの。

PM2.5

「微小粒子状物質」を参照

PRTR

Pollutant Release and Transfer Register (化学物質排出移動量届出制度) の略称。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

SO₂

「二酸化硫黄」を参照

SPM

「浮遊粒子状物質」を参照

SDGs (持続可能な開発目標)

2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

17のゴール・169のターゲットから構成されている。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであるとされている。

VOC

「揮発性有機化合物」を参照

あ 行

悪臭防止法

規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

石綿（アスベスト）

天然に産する極めて細い繊維状の鉱物で、高い抗張力と柔軟性を持ち、耐熱性、耐摩耗性、耐薬品性に優れ、物理的、化学的にも安定なことから、建築材や自動車用ブレーキ、家庭用品など幅広く利用されてきた。

アスベストを吸入するとアスベスト肺や肺がん、悪性中皮種などの深刻な疾病を誘発する恐れがある。

一般環境大気測定局

住宅地等の一般的な生活環境における大気の汚染の状況を常時監視するための測定局。

エコ運搬

市内の荷主や荷受人が主体となって、製品や貨物の出荷、原材料の購入、廃棄物の運搬などの際、運送事業者や取引先事業者に対して、環境に配慮した運搬（エコ運搬）の実施を書面等で要請する制度をいう。

エコドライブ

急発進や急加速をしない、アイドリングストップの励行など環境に配慮した運転方法。CO₂や排気ガスを抑制する環境改善効果があり、また燃料代の節約効果もある。さらに、穏やかな運転につながり、事故防止の効果も期待できる。

か 行

化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標で、CODは、Chemical Oxygen Demandの略称。

この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。

河川法

河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的としている。

川崎市環境基本計画

環境行政の基本指針となる計画で、川崎市環境基本条例に基づき、平成6（1994）年に全国に先駆けて策定した。

計画全体の目標となるめざすべき環境像を「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」とし、その実現に向けて基本方針を設定するとともに、「脱炭素化」「自然共生」「大気や水などの環境保全」「資源循環」の4つの環境要素ごとに取り組む施策をまとめている。

川崎市公害防止条例（川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例）

川崎市において、工場及び事業場において遵守すべき基準、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他環境の保全上の支障を防止するために必要な事項を定めることにより、事業活動等による公害の防止及び環境への負荷の低減を図り、もって現在及び将来の市民の健康を保護するとともに、安全な生活環境を確保することを目的としている。当条例は平成11年12月に改正されており、前身である旧公防条例は、大気汚染、水質汚濁、騒音等に

係る公害防止対策の手法として、環境目標値、地区別許容排出総量及び規制基準を相互に関連付けることによって、いわゆる川崎方式と呼ばれる市独自の諸規制の体系化を図ったものであり、我が国における総量規制の草分けとして、国や他自治体における公害防止対策の推進に先駆的な役割を果たした。

川崎市水環境保全計画

良好な水環境の保全に向けて、水環境を構成する水量、水質、水生生物、水辺地の4つの要素を総合的に捉えて施策を推進するため、平成24(2012)年度に策定した計画。計画期間は令和2(2020)年度までであり、以降は本計画に統合して施策を推進する。

環境影響評価

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たりあらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づきその事業について適正な環境配慮を行うこと。川崎市では、全国に先駆けて環境影響評価に関する条例を制定している。

環境基準

大気汚染、水の汚濁、土壌汚染、騒音に係る環境上の条件として、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」に定められている。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくこととするものである。事業活動等を直接規制するものではないが、各種の規制措置や設備等の施策を講じる際の根拠となる。

環境目標値

市民の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい水準として環境基本条例第3条の2に規定する目標値。大気分野(二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)について環境基準と同等又はより厳しい目標値を定めている。

なお、環境目標値の達成に向けて、公害防止等生活環境の保全に関する条例において講ずべき対策上の目標値として、対策目標値が設定されている。

環境リスク

化学物質の「環境リスク」とは、化学物質が環境を経由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性をいう。

環境・リスクコミュニケーション

化学物質等の地域の環境に関する情報を、市民・事業者・行政が共有し、お互いに理解していくことを、「環境・リスクコミュニケーション」と呼んでいます。

環境行動事業所認定制度

ISO14001の認証取得等により、事業所の環境管理・監査の体制を確立し、その取組を自ら公表している指定事業所を、申請に基づき「環境行動事業所」として認定し、公表する制度である。認定期間は最大3年間。

揮発性有機化合物(VOC)

揮発性を有し、大気中で気体となる有機化合物の総称で、塗料、接着剤溶剤、インク、ガソリン等に含まれている。代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどであり、主なもので約200種類ある。

VOCは、有害性を持つことから健康影響が生ずる可能性があるほか光化学オキシダントや微小粒子状物質の原因物質でもある。

光化学オキシダント(Ox)

大気中の揮発性有機化合物(VOC)や窒素酸化物が太陽等の紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物等植物へも影響を与えるため、大気汚染に係る環境基準が設けられている。光化学スモッグは、光化学オキシダントに起因するスモッグのことをいう。

光化学オキシダント環境改善評価指標値

光化学オキシダント（Ox）対策効果を評価するために市独自で設定した日中のOx生成量を把握するための指標。Oxは工場・事業場、自動車などから発生する窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）などが原因物質となり、これらが太陽の紫外線と反応（光化学反応）することで生成される。このため、光化学反応が起こる日中のOx生成量を把握することで、原因物質削減によるOx低減の効果を把握することができる。

光化学スモッグ

大気が安定で、風が弱く、日射が強く、気温が高いなどの気象条件下で、光化学反応により地表付近の光化学オキシダント濃度が高くなるようなときに視程が悪くなる現象。

「光化学スモッグ注意報」は、地方自治体が大気汚染緊急時対策として「発令」する措置の一つであり、予報・警報などがある。

公共用水域

河川、港湾、沿岸海域、これらに接続する水路などの水域のことで、公共下水道等の終末処理場に接続している下水道管などを除いたものをいう。

工業用水法

工業用水の合理的供給を確保し、また、地下水の保全、地盤沈下の防止を図るため、1956年に制定された。指定地域内では、一定規模以上の工業用井戸から地下水を採取する場合、都道府県知事の許可が必要となる。実態としては、許可基準として地下水採取の難しい深い地層に設定してあるので、事実上禁止に近い形となっている。

高度処理

下水処理において通常行われる固形物の除去と微生物による有機物の除去機能をさらに向上させる処理、またはこれらの処理と同時に窒素やリンなどの栄養塩を除去する処理を指す。

酸性雨

二酸化硫黄（SO₂）や窒素酸化物（NO_x）などを起源とする酸性物質が雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象。河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させるなどして建造物や文化財に被害を与える。

自動車新時代戦略会議

自動車を取り巻く大きな環境変化の中で、環境問題や渋滞問題などの解決に積極的に貢献していくための戦略を検討する経済産業大臣主催の会議。2050年までの長期ゴールとして、温室効果ガス排出量を2010年比で8割程度削減（乗用車については9割程度削減）することを目指すことを中間整理において定めた。

自動車排出ガス測定局

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染が考えられる交差点、道路及び道路端付近において、大気汚染の状況を常時監視するための測定局。

遮集幹線

合流式下水道において、雨水吐口から放流される汚水混じりの雨水を、雨水吐き室で分流し、雨天時汚水として下水処理場へ流下させる幹線。

情報通信技術（ICT）

Information and Communications Technologyの略称で、情報通信技術のこと。我が国が抱える様々な課題（地域経済の活性化、社会保障費の増大、大規模災害対策等）に対応するため、社会の様々な分野（農林水産業、地方創生、観光、医療、教育、防災、サイバーセキュリティ等）におけるICTの効果的な利活用が不可欠となっている。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

人に感染する「コロナウイルス」として2019年に見つかった「新型コロナウイルス」による感染症のこと。世界的に拡大し、各国では都市封鎖や工場の操業停止などの措置がとられた。日本においては、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月）、2020年3月からの学校臨時休業要請、4月の新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発出され、社会経済活動へ大きな影響が出ている。「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の影響による大気汚染状況の変化」（環境省中央環境審議会 大気・騒音振動部会（第14回）資料5-2、令和2年8月19日）によると、環境に関しては、2020年の大気汚染物質濃度と過年度の濃度を比較した結果、PM2.5とNO_xについて濃度の減少が見られたことから、緊急事態措置による交通、物流など社会経済活動の変化が一定程度、大気濃度の減少に寄与する可能性が示唆された。

振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について基準値の設定等による規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

次世代自動車

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等がある。

水質汚濁防止法

工場、事業場から公共用水域に排出される水の排出を規制すること等により、公共用水域の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としている。

生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

人の生活に密接な関係のある、財産や動植物及びその生息環境等の保全を目的とした基準。公共用水域（河川、湖沼、沿岸海域）は、人の生活の中で様々に利用されており、各水域の利用を保全するために必要な水質項目について基準値が設定されている。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標で、BODは、Biochemical Oxygen Demandの略称。

この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。

精密水準測量

地盤沈下を監視するため、市内に設置した水準点の標高を高精度で測量するもの。毎年、測量を行い、前年度の標高と比較することで地盤沈下量を算出している。

全窒素

窒素化合物全体のことで、無機態窒素と有機態窒素に分けられる。さらに無機態窒素はアンモニウム態窒素（NH₄-N）、亜硝酸態窒素（NO₂-N）、硝酸態窒素（NO₃-N）に分けられる。有機態窒素はタンパク質に起因するものと、非タンパク性のものとに分けられる。窒素は、富栄養化の要因になるもの。

全燐

燐化合物全体のことで、無機態燐と有機態燐に分けられる。燐は、富栄養化の要因になるもの。

騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について基準値の設定等による規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

総量規制（大気汚染に関する）

工場・事業場が集合し大気汚染が進んでいる地域で、濃度規制や発生施設ごとの排出規制では環境基準の確保が困難である場合に、地域全体の排出総量を削減していく規制方法。

地域を指定し、総量削減の計画を作り、その達成のために個々の発生施設ごとの規制よりも厳しい基準を設けていくことになる。

た 行

第一種指定化学物質

人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれがある等の有害性の条件に当てはまり、かつ、環境中に広く継続的に存在するとして、化学物質排出把握管理促進法で定める化学物質。

ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準が定められているとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的としている。

大気汚染防止法

大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的としている。固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を守らなければならない。

第5次環境基本計画（国）

国が環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。計画は約6年ごとに見

直し、第五次環境基本計画は平成30年4月17日に閣議決定された。

第5次計画では分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定した。

対策目標値

環境基本条例第3条の2に規定する環境目標値の達成に向けて、公害防止等生活環境の保全に関する条例において講ずべき対策上の目標値をいう。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことである。

窒素酸化物（NOx）

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。

光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。また、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は、温室効果ガスのひとつである。

ディーゼル車運行規制

神奈川県では県の条例により、「粒子状物質の排出基準」を満たさない旧式ディーゼル車の県内全域での運行を禁止する「運行規制」が、平成15年10月1日から実施されている。

低VOC塗料

顔料等の不揮発分以外に含まれる成分のうちVOC成分が非常に少ない又はVOC成分を含まない塗料のこと。水性塗料、無溶剤塗料、ハイソリッド型塗料などがある。

土壌汚染対策法

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としている。土壌汚染の状況を把握するため、汚染の可能性のある土

地について、一定の契機をとらえて調査を行うこと等が定められている。

な 行

二酸化硫黄（SO₂）

石炭や石油には、硫黄化合物が含まれており、燃料である石炭や石油が高温で燃焼される際に、空気中の酸素と反応して生成されるもので、発生源は工場などの燃焼過程などである。

二酸化窒素（NO₂）

物質が高温で燃焼する際に、空気や物質中に含まれる窒素が空気中の酸素と反応して生成されるもので、発生源は工場、自動車などの燃焼過程などである。

燃焼過程からほとんど一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。

また、光化学オキシダントや酸性雨の原因物質の一つである。

は 行

ばい煙

物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん（いわゆるスス）、有害物質（1）カドミウム及びその化合物、（2）塩素及び塩化水素、（3）弗素、弗化水素及び弗化珪素、（4）鉛及びその化合物、（5）窒素酸化物）をいう。大気汚染防止法では、33の項目に分けて、一定規模以上の施設が「ばい煙発生施設」として定められている。

パリ協定

平成27（2015）年11月30日から12月13日までフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約。平成28（2016）年11月4日に発効した。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5μm以下のもの。

一般に浮遊粒子状物質（SPM）よりも人為起源粒子の割合が多く、主な構成成分は、ディーゼル自動車等から排出される元素状炭素や、硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する二次生成粒子（硫酸塩、硝酸塩、有機炭素等）などである。

人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

水環境の汚染を通じて、人の健康に影響を及ぼす恐れがある水質項目が選定されており、26物質の濃度について全国一律の基準値が設けられている。

非メタン炭化水素（NMHC）

炭素と水素からなる有機化合物（炭化水素）のうち、光化学反応性の乏しいメタンを除くものの総称で、光化学反応により光化学スモッグを引き起こす原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の一種である。

非メタン炭化水素の発生源は、自動車排出ガス、石油タンク、ガソリンスタンド、塗装作業などである。

富栄養化

元は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて、生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念。近年は、人口・産業の集中、土地利用の変化等に伴い、窒素、リン等植物の栄養となる物質の流入が加速され、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。更に進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。海域・湖沼については、窒素・リンに関する環境基準の設定及び排水規制等の対策がとられている。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中の粒子状物質のうち、粒径10μm以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管等に沈着するなどして、呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境

基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ「一次粒子」と排出時にガス状であった化学物質が大気中での光化学反応等により粒子化する「二次生成粒子」に分類される。

プラスチック廃棄物

日用品として広く用いられているプラスチックの廃棄物のこと。プラスチック廃棄物の排出量は世界的に増加しており、陸上から海洋へのプラスチックごみの流出が、世界的な課題となっている。また、プラスチック製品を製造するための原料として使われる米粒大のプラスチック粒や、環境中に流れ出て紫外線や波等の外的要因により劣化・崩壊して小さな細片状になったプラスチックであるマイクロプラスチック（大きさが5mm以下のサイズのものをいう）も問題となっており、環境省では全国の海岸にて漂着ゴミの調査が実施されているほか、G7やG20のサミットにおいても海洋ごみが議題とされ、国際連携・協力の必要性の認識も高まっている。

や 行

有害大気汚染物質

低濃度ではあるが長期曝露によって人の健康を損なうおそれのある物質であり、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」が248物質、その中でも有害性の程度や大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる物質として、ホルムアルデヒドなど23の「優先取組物質」がリスト化されている。

川崎市大気・水環境計画

令和4（2022）年3月策定

発行 川崎市

編集 川崎市環境局環境対策部地域環境共創課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2398

FAX 044-200-3921



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

令和4(2022)年3月

